

島根県新型インフルエンザ等対応マニュアル

令和8年3月

島 根 県

目 次

				ページ
総論				1
1. 実施体制		(作成担当課)	(関係課)	
(1)	鳥根県新型インフルエンザ等対策本部運営マニュアル	防災危機管理課		2
(2)	県業務の維持継続マニュアル	人事課		4
2. 情報収集・分析		(作成担当課)	(関係課)	
(3)	情報収集・分析及びサーベイランスマニュアル	薬事衛生課	健康推進課、健康福祉総務課	7
3. サーベイランス		(作成担当課)	(関係課)	
(4)	積極的疫学調査マニュアル	薬事衛生課		10
4. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション		(作成担当課)	(関係課)	
(5)	新型インフルエンザ等相談窓口設置マニュアル	健康推進課	薬事衛生課	12
5. 水際対策		(作成担当課)	(関係課)	
(6)	国際貿易港(浜田港)における対応マニュアル	港湾空港課		15
6. まん延防止		(作成担当課)	(関係課)	
(7)	公立学校等における対応マニュアル	教育庁総務課	教育施設課、学校企画課、学校教育課、教育連携推進課、特別支援教育課、保健体育課、社会教育課、人権同和教育課、文化財課、福利課	17
(8)	新型インフルエンザ等に係る私立学校及び高等教育機関に対する対応マニュアル	総務課		38
(9)	社会福祉施設等対応マニュアル	薬事衛生課	薬事衛生課、医療政策課、地域福祉課、高齢者福祉課、青少年家庭課、子ども・育て支援課・障がい福祉課	52
(10)	大規模集客施設等対応マニュアル	防災危機管理課	共通	55
7. ワクチン		(作成担当課)	(関係課)	
8. 医療		(作成担当課)	(関係課)	
(11)	外来医療提供体制整備マニュアル	薬事衛生課	医療政策課	59
(12)	入院医療提供体制整備マニュアル	薬事衛生課	医療政策課	63
(13)	自宅療養支援マニュアル	健康推進課	薬事衛生課、地域福祉課	66
(14)	患者移送マニュアル	薬事衛生課	消防総務課、医療政策課	69
9. 治療薬・治療法		(作成担当課)	(関係課)	
10. 検査		(作成担当課)	(関係課)	
(15)	検体採取・搬送マニュアル	薬事衛生課	健康推進課	70

11. 保健		(作成担当課)	(関係課)	
12. 物資		(作成担当課)	(関係課)	
13. 国民生活及び国民経済の安定の確保		(作成担当課)	(関係課)	
(16)	事業者における感染予防・拡大防止対策及び事業継続計画策定推進マニュアル	中小企業課	商工労働部各課	7 2
(17)	ライフライン事業者対応マニュアル(上下水道、ガス、電気、石油、通信、金融、貨物運送)	防災危機管理課	消防総務課、原子力安全対策課、薬事衛生課、農林水産総務課、水産課、中小企業課、下水道推進課	7 5
(18)	企業局におけるライフラインの機能確保マニュアル	企業局施設課	企業局総務課	7 7
(19)	島根県警察本部における対応マニュアル	県警警備課		8 5
(20)	公共交通機関対応マニュアル	交通対策課		9 0
(21)	生活関連物資の物価・流通状況監視等マニュアル	環境生活総務課 (消費とくらしの安全室)		9 2
(22)	主要食料供給マニュアル	農林水産総務課	農山漁村振興課、産地支援課、畜産課、水産課	9 4
(23)	廃棄物処理対応マニュアル	廃棄物対策課		9 7
(24)	遺体安置及び火葬マニュアル	薬事衛生課		1 0 1

総 論

1 目的

本マニュアルは、「島根県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年12月）」（以下「行動計画」という。）に基づき、新型インフルエンザ等の各発生段階において庁内各部局が行うべき対応をあらかじめ定めることにより、新型インフルエンザ等発生時に迅速かつ適確な対策を実施することを目的とする。

2 前提条件

本マニュアルの作成に当たって想定する新型インフルエンザ等の流行規模は、行動計画で想定する規模とし、各種対応については、現時点で示されている国の行動計画、ガイドライン等を参考とする。

3 構成

新型インフルエンザ等の発生段階を「①準備期、②初動期、③対応期」の3つに区分し、各段階における対応を記載する。

なお、各部局は、本マニュアルを実行するために必要な詳細マニュアルまたは手順書等を必要に応じて整備する。

4 見直し

本マニュアルは、国の行動計画、ガイドライン等の改正、あるいは新型インフルエンザ等に関する科学的知見の蓄積、また訓練等の実施結果等に基づき、適宜見直しを行う。

島根県新型インフルエンザ等対策本部運営マニュアル

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、県の危機管理として対応する必要がある。そのためには、事態を的確に把握するとともに、県民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）、「島根県新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成25年12月2日策定。以下「県行動計画」という。）及び、発生後、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）から発出される「基本的対処方針」等をふまえ、以下を標準として対処する。対処にあたっては、事態の状況に応じて、その変化に柔軟かつ的確に対応する。

2 政府対策本部設置以降の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合等の対応

① 具体的な想定状況

- ・海外において、新型インフルエンザ発生が確認された場合
- ・国内・県内において、鳥との接触歴がなく発症者とは血縁関係にない人が鳥インフルエンザに感染していることが確認された場合 など

② 関係課等との協議

政府対策本部が設置された場合には、知事を本部長とする「島根県新型インフルエンザ等対策本部」を設置することとなるが、政府対策本部から、「基本的対処方針」、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」など、新型インフルエンザ等の発生時に講ずるべき具体的な対策が示された場合、本部会議開催にさきだち、防災危機管理課長が主管課長及び関係課長（広聴広報課、医療政策課、健康推進課、薬事衛生課、保健体育課等）を招集し、情報の共有を行うとともに、県の初動対処方針について協議・検討する。

③ 関係課との協議における留意事項

- ア 防災危機管理課長は、主管課長及び関係課長を招集する時間的余裕がない場合は、主管課長及び関係課長の一部を緊急に招集し、協議・検討する。
- イ 「基本的対処方針」等の発出前であっても、発生した新型インフルエンザ等の特性等をふまえ、必要と認められる場合、主管課長及び関係課長を招集し、対応を協議する。
- ウ 健康福祉部関係課は、自ら、または保健所等から収集した情報及び分析を行った新型インフルエンザ等の特性等について情報提供する。

④ 主な協議・調整事項

ア 実施体制の検討

- ・地区対策本部、帰国者接触者外来・帰国者接触者相談センターの設置 等

イ 政府方針をふまえた諸対策の実施に係る県の対応方針の検討

- ・基本的対処方針をふまえ実施する諸措置の具体的な運用等については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針が示されることとされているが、これをふまえて、

県としての対応方針（実施の手法、範囲、程度等）について協議検討する。

(2) 新型インフルエンザ等対策本部の設置及び本部会議の開催

政府対策本部が設置された場合には、県行動計画に基づき、速やかに新型インフルエンザ等対策本部の設置及び本部会議を開催する。

① 協議事項

ア 基本的対処方針に基づく県の対処方針について協議・決定する。

イ 政府対策本部が行う、新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言に基づき、県が行う措置について協議・決定する。

② 防災部（健康福祉部）における本部運營業務

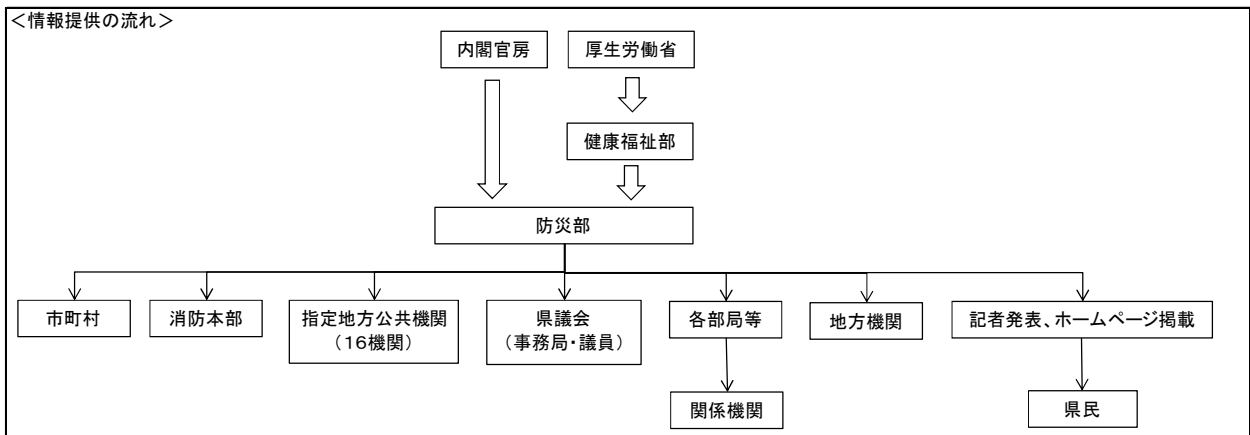
- ・本部構成部局への連絡
- ・報道発表（本部設置及び会議開催、開催結果）
- ・会議開催準備
- ・会議結果の情報提供（FAX、ホームページ） など

3 共通事項

(1) 情報の共有

- ① 各段階の発生情報等入手した関係部局は、直ちに防災部（防災危機管理課）に連絡する。
- ② また、連絡を受けた防災部（防災危機管理課）は、速やかに各機関に連絡する。

<情報提供の流れ>



県業務の維持継続マニュアル

1 目的

新型インフルエンザ等発生時においては、感染の拡大を防止することにより、社会機能の低下を最小限に留めることが重要であり、そのためには、国・自治体による円滑な応急対策の実施・継続が不可欠である。

島根県では、新型インフルエンザ等発生時においても、可能な限り行政活動を維持するとともに、中止すれば県民生活や企業活動へ影響を与える業務を優先的に継続するなど、必要な対策を実施し、県業務の維持を図る。

2 各段階における対応

(1) 各段階共通の対応

ア 県業務の維持

新型インフルエンザ等発生時において、必要な県業務が維持されるよう体制を整備する。

イ 職員の健康管理

職員に対し、迅速かつ正確に情報提供を行うとともに、感染予防のための注意喚起を行う。また、新型インフルエンザ等対策業務従事者の健康管理に努める。

ウ 県民への周知

新型インフルエンザ等が流行した場合においても、県民生活が維持されるよう、県民に対し必要に応じて県業務の実施状況等の情報提供を行う。

(2) 準備期の対応

ア 県業務の維持

(ア) 業務継続のための計画整備

- ・各部局は、感染等による休暇職員の増加を想定した所管業務の取扱い（事業・事務の実施時期・内容の見直し（中止、延期、縮小等））を検討する。
- ・各部局は、業務維持のための勤務体制の計画を策定する。
- ・職員の健康状況の把握及び職員への迅速かつ正確な情報提供を行うための体制を整備する。

(イ) 関係機関との間の連絡体制を整備する。

(ウ) 市町村等からの職員派遣要請について、方針を検討する。

(エ) 国等に対する応援（職員派遣）要請について、方針を検討する。

イ 職員の健康管理

(ア) 職員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう周知徹底する（健康教育を行う）。

(イ) 新型インフルエンザ等対策業務に従事する職員の公務災害の発生に備え、認定・補償等の事務を担当する地方公務員災害補償基金島根県支部と対応の検討を行う。

ウ 県業務の実施状況の周知

県業務の中止・延期・縮小を予定するもののうち、県民生活に影響を与えるおそれのあるものについては、県民に対し、当該業務の中止等の予定について情報提供を行えるよう体制を整備する。

(3) 初動期の対応

ア 県業務の維持

- (ア) 感染の長期化・拡大に備えた全庁の体制を整備する。
- (イ) 県業務の中止・延期・縮小を開始するため、各所属で優先順位の調整を行う。
- (ウ) 感染者拡大による休暇職員の増加を想定した部局内の業務維持対策を実施する。
 - ・各所属において優先順位の高い業務を維持
 - ・状況によっては、職員派遣要請等による必要な職員の確保や、臨時的な人員配置の見直しの実施
- (エ) 職員の県外・海外出張を自粛する。
- (オ) 不要不急の会議・会合・研修等の自粛、延期またはウェブ会議方式等への変更を検討する。

イ 海外に勤務する職員へ情報提供等

- (ア) 各所属は、海外に勤務する職員へ注意喚起するとともに、発生情報及び感染予防方法を周知する。
- (イ) 発生国・周辺国に勤務する職員の健康状態を把握し、発生状況等を勘案して、帰国等の対応を指示する。

ウ 職員の健康管理

- (ア) 職員等に換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策をとるよう注意喚起する。
- (イ) 職員及び家族に疑い例が確認された際の対応について検討する。

エ 県業務の実施状況の周知

県業務の中止・延期・縮小を開始した場合において、県民生活に影響を与えるおそれのあるものについては、県民に対しホームページ等により、当該業務の中止等について迅速かつ的確に情報提供を行う。

(4) 対応期の対応

ア 県業務の維持

- (ア) 県業務の中止・延期・縮小を拡大させる。
- (イ) 職員及び職員以外の庁舎勤務者（団体・業者等）の罹患状況を把握する。
- (ウ) 罹患した職員への出勤停止の命令及び罹患した庁舎勤務者（団体・業者等）への出勤停止の要請をする。
- (エ) 業務継続のための次の感染予防策・勤務体制を実施する。
 - ・会議・会合・研修等の中止、延期またはウェブ会議方式等へ変更
 - ・時差出勤や休憩時間の分散取得による密集回避

- ・在宅勤務等による外出機会の減少
 - ・マスク着用や手指消毒等の基本的な感染対策の徹底
- (オ) 原則、職員の出張を禁止する。
- (カ) 国等に対する応援（職員派遣）の要請を検討する。
- (キ) 必要に応じて、臨時的な人員を配置する。

イ 職員の健康管理

- (ア) 職員等に健康状態の自己把握に努めるよう周知徹底し、新型インフルエンザ等への感染が疑われる場合は、相談センターを通じて医療機関を受診するよう指導する。また、疑似感染者は出勤を自粛させる。
- (イ) 窓口・相談業務等に従事する職員用にマスク及び手指消毒用アルコールを配布する。
- (ウ) 職員の罹患状況及び出勤状況等を把握する。
- (エ) 職員等に換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策をとるよう徹底する。
- (オ) 新型インフルエンザ等対策業務従事者の健康管理に留意するとともに、必要に応じ、臨時のストレスカウンセリング等を検討・実施する。
- (カ) 職員の公務災害に係る対応
 新型インフルエンザ等対策業務に従事する職員の公務災害が発生した際に、認定・補償等の事務を担当する地方公務員災害補償基金島根県支部と連絡調整する。

ウ 県業務の実施状況の周知

県業務の中止・延期・縮小を実施した場合において、県民生活に影響を与えるおそれのあるものについては、県民に対しホームページ等により、当該業務の中止等について迅速かつ的確に情報提供を行う。

エ 小康期または県対策本部廃止に伴う業務の再開

- (ア) 段階的に中止・延期・縮小していた県業務を再開し、県民等へ周知する。
- (イ) 職員の出張の禁止・自粛を解除する。
- (ウ) 全体対応の点検・評価を行い、次の流行に備える。

情報収集・分析及びサーベイランスマニュアル

1 目的

- 本マニュアルは、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画第3部第2章「情報収集・分析」及び第3章「サーベイランス」の実効性を確保するために必要な事項を定めるものである。
- また、初動期及び対応期においては、島根県保健医療福祉調整本部設置要綱（令和6年8月2日施行）第2条の規定に基づき島根県保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）及び島根県保健医療福祉地域調整本部（以下「地域調整本部」という。）が設置されていることを想定している。

2 体制及び情報収集等の手段

（1）体制

- 各機関の役割は以下のとおりとする。
 - ・薬事衛生課：情報収集・分析及びサーベイランスの実行及び全体調整並びに方針決定
 - ・保健所：管轄地域における発生动向の把握、積極的疫学調査の実施
 - ・保健環境科学研究所：病原体検査、ゲノム解析等の実施

（2）情報収集等の手段・方法

- 以下の手段・方法等により情報収集等を実施する。
 - ・国、国立健康危機管理研究機構（JIHS）、他都道府県、医療機関等からの情報収集
 - ・病原体検査（PCR検査、ゲノム解析等）
 - ・積極的疫学調査（患者調査、接触者調査、施設調査等）
 - ・クラスターサーベイランス（集団発生の監視）
 - ・疑似症サーベイランスの運用（疑似症患者に係る医師からの届出）
 - ・学校等欠席者・感染症情報システムによるモニタリング
 - ・その他感染状況に応じた適切な情報収集等

3 準備期の対応

（1）情報収集・分析

- 薬事衛生課は、県内外の感染症発生动向を把握し、情報収集体制の全体調整を行う。
- 薬事衛生課は、国、JIHS、市町村及び医療機関等との情報共有・連携体制を整備する。

（2）サーベイランス

- 薬事衛生課は、平時から感染症の発生状況の報告と動向等を把握するサーベイランス体制を確保する。
- 薬事衛生課及び保健所は、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から流行状況を把握する。
- 保健環境科学研究所は、JIHS 等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を平時から把握する。

4 初動期の対応

(1) 情報収集・分析

- 調整本部は、国のリスク評価等に基づき有事体制への移行及び必要な感染症対策の判断を行うとともに、情報収集等により得られた情報を関係機関等と共有する。
- 地域調整本部は、患者の発生状況等から、管轄地域における流行状況を把握し、積極的疫学調査により得られた情報を調整本部に報告する。
- 保健環境科学研究所は、当該感染症に対する病原体検査を実施し、その結果を速やかに薬事衛生課及び保健所へ報告するとともに、病原体検査の体制の強化を行う。

(2) サーベイランス

- 調整本部及び地域調整本部は、国が準備期から実施している感染症サーベイランスを活用するとともに、新たな感染症が発生した場合には当該感染症に対する疑似症サーベイランスを活用し、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。
- 保健環境科学研究所は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体の亜型等の同定を行い、JIHS へ報告する。

5 対応期の対応

(1) 情報収集・分析

- 調整本部は、国から提供されたまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、関係機関等に情報を提供・共有する。また、国から共有された、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、関係機関等に迅速に提供・共有する。

- 調整本部は、国が示す方針も踏まえながら、流行状況やリスク評価等に基づき、対策の切り替えを行うとともに、感染拡大の状況に応じて、積極的疫学調査の実施方法や対象の見直しを行う。
- 地域調整本部は、感染拡大の状況に応じて、積極的疫学調査の対象を重症化リスクの高い患者やハイリスク施設でのクラスターに重点化するなど、ハイリスク者及びハイリスク施設への対応を重点化する。

(2) サーベイランス

- 調整本部は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。また、国及び JIHS と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施し、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。
- 地域調整本部は、医療機関からの届出やその他のサーベイランスを利用することにより、管轄地域における流行状況を把握する。
- 保健環境科学研究所は、継続的な病原体検査及びゲノム解析を実施し、変異株の発生状況や病原体の変異状況を監視するとともに、流行状況を把握する。

積極的疫学調査マニュアル

1 目的

- 本マニュアルは、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画第3部第3章「サーベイランス」、第6章「まん延防止」及び第11章「保健」の実効性を確保するために必要な事項を定めるものである。
- また、初動期及び対応期においては、島根県保健医療福祉調整本部設置要綱（令和6年8月2日施行）第2条の規定に基づき島根県保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）及び島根県保健医療福祉地域調整本部（以下「地域調整本部」という。）が設置されていることを想定している。

2 準備期の対応

- 薬事衛生課は、積極的疫学調査（以下「調査」という。）の実施手順を定め、保健所等と共有する。
- 薬事衛生課及び保健所は、職員を国・県主催の研修等に参加させること等を通じて、専門人材の育成を図る。
- 保健所は、調査業務担当者の人選、研修・訓練の実施及び調査に必要な資機材の確保等により調査体制を整備する。

3 初動期の対応

- 地域調整本部は、調査を適切に実施するため、準備期に整備した調査体制を確認し、必要な調整を行う。
- 地域調整本部は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者の発生を把握した場合は、当該者に対して調査等を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。

4 対応期の対応

- 調整本部は、必要に応じ、国立健康危機管理研究機構（JIHS）が示す指針等に基づき調査実施手順の見直しを行う。
- 地域調整本部は、調査実施手順に基づき調査を行う。
- 調整本部は、流行初期以降においては、流行状況、地域調整本部における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて調査の対象範囲や調査項目等の見直しを行う。
- また、必要に応じ、調査の実施を県庁に一元化する等、実施体制の見直しも行う。

【参考】

- 「今般の新型コロナウイルス感染症対応の振返り」（健康福祉部作成）より
- 積極的疫学調査（P.5）
 - ・ 幅広検査（感染者の周辺を幅広く検査）の実施により感染拡大防止を図った。
 - ・ 感染者の増加による保健所の業務負担を軽減するため、検体採取や検体搬送等の検査業務を外部委託
 - ・ また、積極的疫学調査の実施を県庁に一元化し、感染者の早期把握や濃厚接触者への外出自粛要請等を確実に行う体制を維持しつつ、保健所はハイリスク者等へ重点的に対応（令和4年7月5日～）
 - ・ その後、県庁に一元化した機能を外部委託

新型インフルエンザ等相談窓口等設置マニュアル

1 目的

鳥根県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく相談窓口及び相談センター（以下「相談窓口等」という。）の運用にあたり、それぞれの機能、運用等について、整理することを目的とする。

2 相談窓口等の機能

(1) 相談窓口

新型インフルエンザ等発生時に県民への正確な情報の提供や県民の不安解消のため、一般的な相談（感染症の特徴、発生状況、対策、検査、医療提供体制、物資（生活関連を含む）の供給状況、各種相談窓口等）への対応を行う。

(2) 相談センター

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方、これらを診察した一般の医療機関等からの相談対応（①～③）を行う。

- ①一般の医療機関に対して症例定義に該当する有症状者等からの相談があった場合は、必要に応じて発熱外来等への受診につなげるよう案内する
- ②感染したおそれのある者について必要に応じて発熱外来等への受診につなげる
- ③感染の疑いがない者には、適切な情報を提供し、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう説明する

3 相談窓口等の運用

(1) 段階ごとの運用

運用の概要については、下表のとおりとする。なお、運用にあたっては、日本語能力が十分でない外国人、聴覚等が不自由な方々等への対応について、適宜、関係課、関係団体等との調整を行う。

	相談窓口	相談センター
準備期	整備方法を検討・準備する	新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握
初動期	国からの要請に基づき設置するとともに、市町村に設置される相談窓口との役割分担を明確にする	した段階で、早期に整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談に対応
対応期	外部委託や一元化等を行うことを検討する	流行初期・流行初期以降において、有症状者からの相談への対応を強化し、症状や基礎疾患等の重症化リスクに応じて速やかに発熱外来等の必要な医療につなげる

(2) 設置場所

健康推進課に相談窓口を、各保健所に相談窓口及び相談センターを設置する。また、早期に一元化による効率化や委託によるコールセンター体制に切り替える。

(3) 相談時間

健康推進課及び保健所は、感染状況や相談件数等により開設時間、対応人数等を柔軟に変更（強化

又は縮小)する。また、必要に応じてオンコールによる対応を行う。

(4) 周知

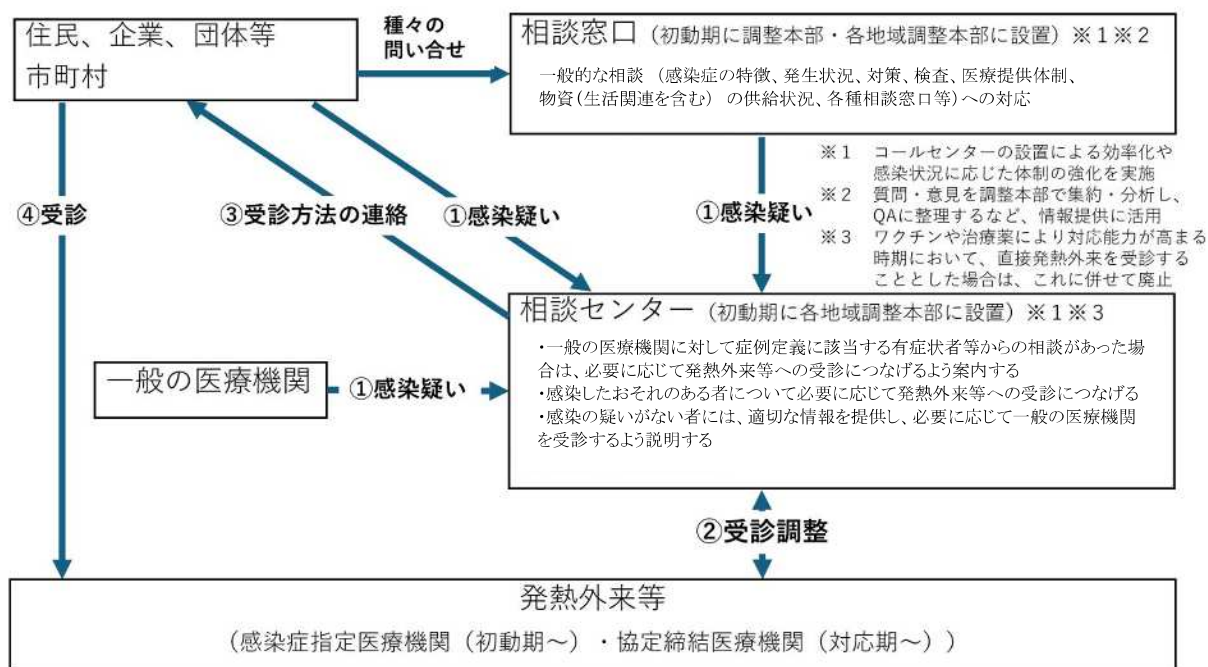
健康推進課は、設置場所、電話番号、相談時間等について、県民への周知及び市町村・関係機関に周知する。

(5) 情報提供

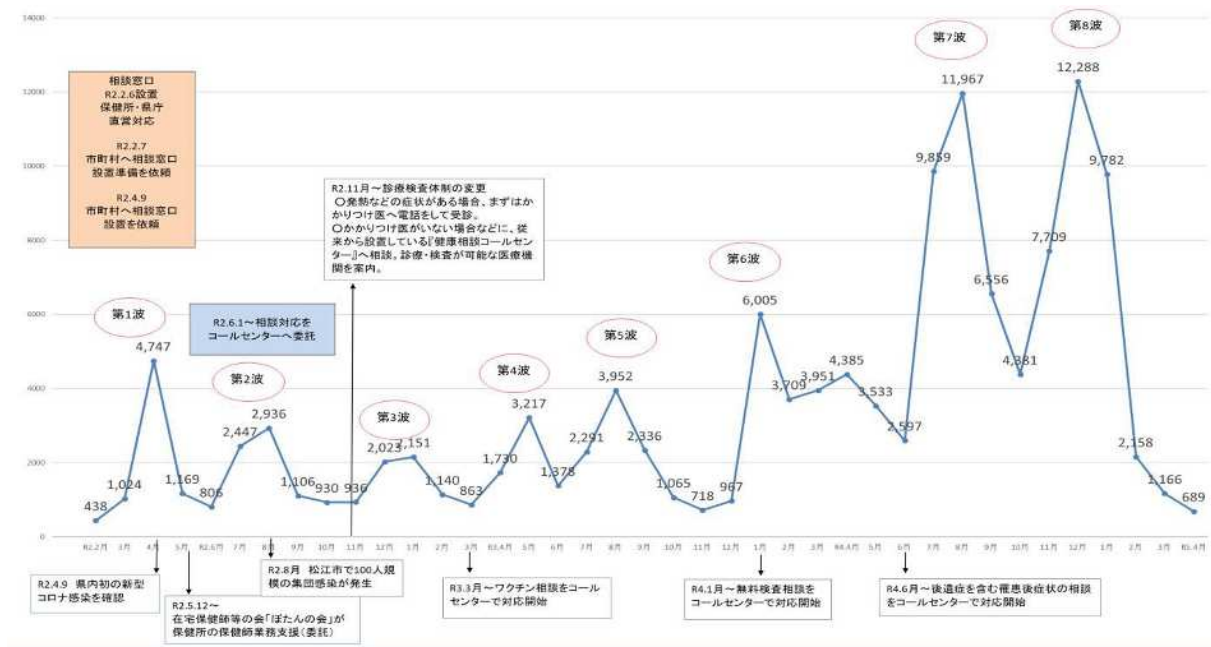
- ①調整本部及び健康推進課は、国から提供された情報や媒体を活用し、Q&A等整備し、相談対応の準備を行う。
- ②調整本部及び健康推進課は、相談窓口等に寄せられた相談内容を収集し、Q&A等を整理するとともに、市町村等の関係機関（相談窓口等業務の委託先を含む）へ情報提供する。

(参考)

●相談から受診までの流れのイメージ



●新型コロナ対応における相談件数の推移と相談業務の変遷 (新型コロナ対応の振り返り資料から抜粋)



- ・流行初期には、新型コロナウイルスに係る知見が少なく県民に不安が広がる中、新型コロナウイルスに感染した可能性のある方からの相談に対応するため、帰国者・接触者相談センター及び一般相談窓口を県内7か所の保健所に設置し、県民への正しい知識と情報の提供を行うとともに、感染が疑われる患者には、帰国者・接触者外来を紹介し、適切な医療へ繋いできた。
- ・その後、増加する相談件数に対応するため健康相談コールセンターを設置し、相談体制の充実を図ってきた。(最大21回線に拡大)
- ・令和4年8月には島根県フォローアップセンターを設置し、自宅療養される方やその同居家族等の濃厚接触者の相談対応を一元的に実施した。

国際貿易港（浜田港）における対応マニュアル

1 目的

浜田港における新型インフルエンザ等の県内進入阻止に係る水際対策の支援（港湾関係者に対する情報提供）を行い、感染拡大防止を図る。

2 各発生段階における浜田港湾振興センター対応

（1）初動期・対応期共通

ア 浜田港へ出入港する船舶の乗船員及び港湾従事者に対する情報提供及び感染予防啓発活動

- ① 出入港する船舶の乗船員及び港湾従事者に対し、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況について情報提供を行うなど、感染予防の啓発を行う。
- ② 特に、出港する乗船員に対しては、乗船中に新型インフルエンザ等の症状が発症した場合は、早急に寄港地の最寄りの機関に連絡し、医療機関で検査や治療を受けるよう、港湾関係機関・団体と連携し、感染予防啓発のチラシ等により勧奨する。

イ 乗船員における体調不良者の有無に係る船長等からの情報収集

浜田港へ入港する船舶であって、新型インフルエンザ等の発生国又は国内における発生地域に立ち寄った乗船員がいた場合、船長等から健康状態の異常が認められる者がいないか等の情報を収集する。

ウ 新型インフルエンザ等への感染が疑われる乗船員への対応

情報収集により、浜田港へ入港する船舶に新型インフルエンザ等への感染が疑われる乗船員がいることを把握した場合は、浜田保健所に連絡するとともに、対策本部と連携を図る。

エ 検疫機関等から受けた情報の提供等

検疫機関等から受けた情報を必要に応じて港湾従事者に提供する。

オ 感染予防対策

浜田保健所と連携し、港湾従事者が感染しないための予防対策や、有症者の発見方法及びその対応策についての実地研修を行う。

（2）準備期

ア 以下の事項について検討するとともに、緊急連絡網を再確認し、連絡体制の万全を図る。

- ① 新型インフルエンザ等の感染流行地域と関連する業務の取扱い
- ② 初動期以降の感染者拡大による休暇職員の増加を想定した港湾施設運用の取扱い

イ 国、県の関係機関等からの情報収集に努める。

（3）初動期

ア 職場内での感染防止対策

①職員の感染状況を確認し、新型インフルエンザ等への感染が疑われる者も含め、感染者の出勤を控える等の措置を講じる。

②職員は、感染防止のためマスクを着用する等の感染防止策を講じる。

イ 港湾施設の運用等に関する情報提供

職員の罹患（罹患家族の看護等を含む。）による休暇職員増加により、港湾施設の運用を縮小した場合において、県民生活に影響を与えるおそれのあるものについては、県民に対しホームページ等により、迅速かつ的確に情報提供を行う。

ウ 港内における感染防止対策

浜田港へ向かう船舶に新型インフルエンザ等の症状を有する患者等がいるとの情報が浜田港湾振興センターへもたらされた場合には、検疫や保健部局と連携して、消毒・有症者の隔離場所の確保等の必要な防疫措置、港湾従事者の感染防止対策を実施する。

（４）対応期

ア 感染者拡大による休暇職員増加に対する港湾業務維持対策

①業務に優先順位を設け、港湾施設の運用に必要な業務の維持に努める。

②職員の出勤状況に応じて、土木総務課等への職員派遣要請等による必要な職員確保や、臨時的な人員配置を検討する。

イ 緊急事態宣言が発令されている場合、指定地方公共機関に対して、以下の点について要請する。

①緊急の必要がある場合には、食料品等の緊急物資の輸送

②緊急の必要がある場合には、医薬品又は医療機器の配送

ウ 関係部局は、指定地方公共機関に対して、正当な理由がないにもかかわらず、イの要請に応じないときは、必要に応じて輸送、又は配送を指示する。

エ 次の流行拡大に備え、必要に応じて各期の対応について見直しを行う。

公立学校等における対応マニュアル

I 目的

新型インフルエンザ等※による被害を最小限に抑えるには、日常的な感染予防対策の徹底とともに、発生期における各学校（県立学校、市町村立学校及び市町村立幼稚園のことをいう。以下同じ。）の出席停止や臨時休業措置、県民等が利用する教育機関等（島根県教育庁等組織規則第 14 条の 2 及び第 15 条に規定する機関をいう。以下同じ。）の臨時休館措置などを適切に実施する必要がある。

※ 新型インフルエンザ等…感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、次の 2 点を目的として対策を講じていく必要がある。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- ② 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。

とくに学校は、集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、国内発生当初の段階における感染拡大のスピードを抑えるためには、学校における臨時休業措置等の対応の果たす役割は極めて高いことを理解することが必要である。

島根県教育委員会では、新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画及び新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画（改定計画）を踏まえるとともに、市町村教育委員会、各学校、教育機関等と連携し、実態に応じて本マニュアルに記載する対応のうち適切なものを選択し、統一的な対策を実施する。

Ⅱ 発生段階に応じた対応

1 未発生期の対応（新型インフルエンザ等が発生していない状態）

（1）島根県教育委員会における対応

① 各学校、教育機関との連携、体制の整備

島根県教育委員会は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から各学校、教育機関等との連携を密にし、新型インフルエンザ等に関する情報の提供に努めるとともに、未然の予防対策について指導する（資料編1参照）。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生したときの状況を想定し、発生時の組織体制及び連絡体制、その他事前に準備が必要な事項を別に定める。

② 管理職及び教職員への研修等

島根県教育委員会は、県立学校の管理職（校長、教頭、事務長）、教育機関等の管理者及び市町村教育委員会教育長に対し新型インフルエンザ等対策について説明し、周知徹底を図る。

また、各学校の養護教諭や保健主事を対象とする研修等の機会を活用し、新型インフルエンザ等に係る正しい知識や感染予防対策などについて指導する。

（2）各学校における対応

① 各学校における対応マニュアルの作成

新型インフルエンザ等対策の基本的な事項は本マニュアルの定めるところによるが、県立学校では、資料編3を参考に、新型インフルエンザ等発生時における校内の組織体制、関係先を含む連絡体制、その他事前に準備が必要な事項を盛り込んだ具体的なマニュアルを学校ごとに作成するものとする。

また、市町村立学校及び市町村立幼稚園においても同様の対応が行われるよう、市町村教育委員会に対し要請する。

② 日常の健康観察の徹底

各学校では、園児・児童生徒の健康観察結果を毎日集計して健康状態を把握するとともに、教職員の健康観察についても徹底する。また、養護教諭を中心に、体調不良者の早期発見や経過観察に努める。

また、「感染症情報収集システム」等により患者数（欠席者数）の状況及び集団発生状況（学級閉鎖等）の状況を保健所及び島根県教育委員会へ報告するとともに、校区・地域・県全体の状況を把握し、感染拡大の早期探知につなげていく。

③ 新型インフルエンザ等に関する情報の周知

各学校は、県等から提供された新型インフルエンザ等に関する情報を校内に周知するとともに、家庭における健康管理、感染予防対策に関し、保護者への周知を図る。

また、園児・児童生徒に新型インフルエンザ等に関する正しい知識を持たせるため、年齢に応じた指導を行う。

④ 標準予防策の推進・徹底

各学校では、新型インフルエンザ等に対する日常的な予防策として、園児・児童生徒及び教職員に対して、手洗い、うがい、咳エチケット、マスクの着用などの徹底を図るとともに、学校医と随時情報交換し、校内対応について助言・指導を受ける。

また、教職員が新型インフルエンザ等について共通理解を深め、実際に発生した場合の対応等に精通するため訓練・研修等を定期的実施する。

⑤ 海外に滞在する園児・児童生徒、教職員の状況把握及び感染予防の徹底

各学校では、留学、研修、修学旅行などにより海外に滞在している園児・児童生徒、教職員の状況を常に把握し、非常時においてそれらの者と速やかに連絡が取れるよう体制を整える。

(3) 教育機関等※における対応

※ 教育機関等…島根県教育庁等組織規則第15条に掲げる次の機関（美術館を除く。）及び埋蔵文化財調査センター

- ・教育センター（浜田教育センター含む）
- ・武道施設（県立武道館、県立石見武道館）
- ・体育施設（水泳プール、県立体育館、県立サッカー場）
- ・生涯学習推進施設（東部社会教育研修センター、西部社会教育研修センター）
- ・図書館（県立図書館、西部読書普及センター）
- ・青少年社会教育施設（青少年の家、少年自然の家）
- ・博物館（古代出雲歴史博物館）
- ・八雲立つ風土記の丘
- ・古墳の丘古曾志公園

① 教育機関等における対応マニュアルの作成

新型インフルエンザ等対策の基本的な事項は本マニュアルの定めるところによるが、教育機関等では、資料編3を参考に、新型インフルエンザ等発生時における機関内の組織体制、関係先を含む連絡体制、その他事前に準備が必要な事項を盛り込んだ具体的なマニュアルを機関ごとに定めることとする。

② 日常の健康観察の徹底

各教育機関等は、職員の健康管理に十分留意し、日常の健康観察を徹底するとともに、体調不良者等の早期発見や経過観察に努める。

③ 新型インフルエンザ等に関する情報収集と周知

各教育機関等は、県等から提供された新型インフルエンザ等に関する情報に基づき、職員への周知を図るとともに、必要に応じて施設利用者への情報提供に努める。

④ 標準予防策の推進・徹底

各教育機関等の長は、新型インフルエンザ等に対する日常的な予防策として、職員に対して、手洗い、うがい、咳エチケット、マスクの着用などの徹底を図るとともに、施設利用者に対しても協力を求める。

2 海外発生期の対応（海外で新型インフルエンザ等が発生し、国内では患者は発生していない状態）

（1）島根県教育委員会新型インフルエンザ等対策本部の体制

- ・島根県教育委員会教育長は、海外で新型インフルエンザ等が発生したことが確認された場合は、直ちに島根県教育委員会新型インフルエンザ等対策本部（以下「県教委本部」という。）の会議を招集する。
- ・県教委本部は、島根県が設置する島根県新型インフルエンザ等対策本部と連携し、情報の収集にあたりとともに今後の対応方針を検討・協議し、各学校、市町村教育委員会、教育機関等への指示内容等を決定する。
- ・海外で新型インフルエンザ等が発生したことを確認した後、新型インフルエンザ等の対策にあたる県教委本部の体制及び事務分掌は、下表のとおりとし、必要な班員は島根県教育庁内各課の職員を以って充てる。なお、総括班は、島根県教育庁総務課内に置き、県教委本部の事務局を兼ねる。

■ 新型インフルエンザ等発生後の島根県教育委員会新型インフルエンザ等対策本部の体制及び事務分掌

班名	事務分掌
総括班 (事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・県教委本部会議の招集、開催 ・島根県新型インフルエンザ等対策本部との連絡調整 ・教育庁内の連絡調整 ・市町村教育委員会との連絡調整 ・学校の臨時休業、教育機関等の臨時休館等の指示 ・感染状況を踏まえた県教委本部の人的体制の整備 ・市町村教育委員会や学校等からの相談、問い合わせに応ずるための「新型インフルエンザ等相談窓口」の設置
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育庁内、各学校、教育機関等における感染状況等の把握 ・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・新型インフルエンザ等の感染状況等に係る（各学校、市町村教育委員会、教育機関等）への情報提供 ・報道機関等への対応
健康指導班	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校及び教育機関等における感染予防対策、健康指導
教育指導班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の臨時休業期間中における教育活動の支援 ・入学試験(高校等、大学)、各種学校行事等の対応

※各班の人員、職員の配置及び業務の詳細は、別に運営要領を定める。

（2）各学校、市町村教育委員会、教育機関等との連携

- ・県教委本部は、海外で新型インフルエンザ等が発生したことを確認した後は、資料編2に掲げ

る連絡体制図に基づき、入手した情報、決定した方針等を速やかに各学校、市町村教育委員会、教育機関等に連絡する。

- ・ 県教委本部は、未発生期の対応に加え、必要に応じて各学校、市町村教育委員会、教育機関等に対し患者が発生した場合にはその状況を迅速に保健所及び県教委本部に報告するよう指示又は依頼するなど新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。
- ・ 各学校、市町村教育委員会、教育機関等では、県教委本部からの指示等に基づき、児童生徒等の健康を最優先に考えた対応をとるとともに、感染状況など必要な情報を県教委本部へ迅速に報告する。また、機関ごとに新型インフルエンザ等に関する対応窓口を設置し、保護者や外部からの相談や問い合わせに対応する。

(3) 海外滞在者等に対する対応

① 海外修学旅行等に対する対応

- ・ 県教委本部は、県立学校の児童生徒及び教職員が修学旅行等で滞在している国において新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、速やかに帰国措置を決定する。
- ・ 該当校では、児童生徒及び教職員の安否等を速やかに把握し、県教委本部に報告するとともに、県教委本部と連携を図りながら、旅行中の児童生徒及び教職員に対し、現地での対応について必要な情報を提供する。
- ・ 県教委本部は、海外発生期以降に海外への修学旅行を予定していた県立学校について、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、当分の間、その旅行の中止を指示する。

② 海外への派遣・研修者及び出張者に対する対応

- ・ 県教委本部は、県立学校の教職員で日本人学校への研修、青年海外協力隊への派遣などによる海外に赴任している者及び海外出張中の者について、その滞在国において新型インフルエンザ等が発生した場合は、その安否を確認するとともに、現地での対応について必要な情報提供を行う。

③ 新型インフルエンザ等のまん延国又はその周辺地域からの帰国者に対する対応

県教委本部は、県立学校の児童生徒及び教職員で、新型インフルエンザ等のまん延国又はその周辺地域に滞在し、帰国の際に検疫において停留措置を受けた者や健康観察が必要とされた者がいる場合は、その後の健康観察等について保健所の指示に従うよう学校長を通じて指示する。

3 県内未発生期の対応（国内のいずれかの都道府県において患者が発生しているが、島根県内では患者が発生していない状態）

（1）県教委本部の体制整備

- ・島根県教育委員会教育長は、国内で新型インフルエンザ等が発生したことが確認された場合は、直ちに県教委本部の会議を招集し、県教委本部の班編成を確認するとともに、必要に応じて人員の増強等を行い体制を整える。
- ・県教委本部は、海外発生期に引き続き、必要に応じて各学校、市町村教育委員会、教育機関等に対し患者が発生した場合にはその状況を迅速に保健所及び県教委本部に報告するよう指示又は依頼する。

（2）県外滞在者等に対する対応

① 修学旅行等に対する対応

- ・県教委本部は、県立学校の児童生徒及び教職員が修学旅行等により県外に滞在している時に、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、速やかに帰県措置を決定し、学校へ指示する。また、該当校では、速やかに旅行中の児童生徒及び教職員の安否を把握し、県教委本部に報告する。
- ・県教委本部は、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県外へ修学旅行等を予定していた県立学校に対し、当分の間、その旅行の中止を指示する。

【国内で緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・県教委本部は、修学旅行等により県外に滞在している県立学校の児童生徒及び教職員に対し、必要に応じ、速やかに帰県措置を決定し、学校へ指示する。また、該当校では、速やかに旅行中の児童生徒及び教職員の安否を把握し、県教委本部に報告する。
- ・県教委本部は、県外へ修学旅行を予定していた県立学校に対し、必要に応じ、当分の間、その旅行の中止を指示する。

② 県外への派遣・研修者に対する対応

- ・県教委本部は、県立学校の教職員が、派遣、研修等により県外の各種教育関係機関等に赴任している時に、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、職員の安否を確認するとともに、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、派遣・研修先に対し、その者の一時帰県を要請する。

【国内で緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・県教委本部は、派遣、研修等により県外の各種教育関係機関等に赴任している職員に対し、

必要に応じ、派遣・研修先に対し、その者の一時帰県を要請する。

③ 県外出張者等に対する対応

- ・ 県教委本部は、県立学校の教職員で県外へ出張中の者がいる時に、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、速やかに帰県措置を決定し、学校へ指示する。
- ・ また、県外へ出張予定であった職員については、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、当該出張を自粛するよう学校に指示する。

【国内で緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 県教委本部は、県外へ出張中の県立学校の教職員に対し、必要に応じ、速やかに帰県措置を決定し、学校へ指示する。
- ・ また、県外へ出張予定であった職員に対し、必要に応じ、当該出張を自粛するよう学校に指示する。

(3) 県立学校における出席停止及び臨時休業措置

①出席停止措置

ア 各県立学校長は、児童生徒又は教職員の中に、以下のような新型インフルエンザ等への感染が疑われる者が出た場合、速やかに県教委本部へ連絡する。

県教委本部は、基本的対処方針等に基づき、必要と判断した場合、学校長に対し出席停止等の措置をとるよう指示する。

- ・ 新型インフルエンザ等海外発生期以降、児童生徒又は教職員の家族において海外又は県外に滞在した事実があり、帰国者・接触者相談センター等への相談の結果、新型インフルエンザ等への感染の可能性があるとして判断された場合
- ・ 児童生徒、教職員及びそれらの家族が、新型インフルエンザ等の発症が認められた者との会議や行事等に参加していた場合
- ・ その他、学校長が新型インフルエンザ等への感染が疑われると判断した場合

イ 各県立学校長は、出席停止とした児童生徒の保護者に対し、出席停止の理由を通知するとともに、児童生徒の外出の自粛など出席停止中に家庭で留意すべき事項について指導する。

ウ 出席停止の解除

各県立学校長は、出席停止者の健康状態を定期的に確認するとともに、医師等が新型インフルエンザ等の発症の可能性がないと判断した場合、出席停止中の児童生徒又は教職員に対し、出席停止等の措置を解除する。

②臨時休業措置

ア 各県立学校長は、新型インフルエンザ等への感染が疑われる（上記、①「出席停止措置」に記載したケースを参照）者が多数出、感染拡大の恐れが高いと判断した場合は、速やかに県教委本部及び保健所へ連絡する。

県教委本部は、基本的対処方針等に基づき、必要と判断した場合、県立学校に対し臨時休業を指示する。

イ 県教委本部は、国内で新型インフルエンザ等患者が確認され、感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、基本的対処方針等に基づき、各県立学校に対し臨時休業を指示する。

ウ 県教委本部は、学校単位の臨時休業だけでなく、必要に応じて、地域を特定した県立学校の臨時休業又は県内全域に渡る県立学校の臨時休業を指示する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県教委本部は、感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、各県立学校に対し臨時休業を指示する。
- ・ 県教委本部は、県対策本部から特措法第 45 条第 2 項に基づく臨時休業の要請があった場合には、要請に基づき各県立学校に対し臨時休業を指示する。

③ 人権侵害の防止

県教委本部及び各県立学校長は、感染が疑われる者に対する人権侵害が決して生じないように、十分な配慮を行う。

④ 臨時休業期間中における児童生徒及び保護者への対応

各県立学校長は、児童生徒の保護者に対し、臨時休業の理由を通知するとともに、外出の自粛など臨時休業期間中に家庭で留意すべき事項について指導する。

⑤ 臨時休業期間中に各学校で対応すべき事項

- ・ 各県立学校長は、臨時休業期間中における児童生徒及び教職員の健康状態の把握に努める。
- ・ 各県立学校長は、臨時休業期間中の児童生徒及び教職員の状況（感染者数、感染が疑われる者の数等）を定期的に県教委本部へ報告する。

⑥ 臨時休業期間中の教育活動の実施

- ・ 各県立学校長は、児童生徒に対して、臨時休業期間中の家庭学習の進め方について可能な範囲で指導する。
- ・ 臨時休業中の教育は自学自習を基本とし、必要に応じて自宅へ教材を郵送、ファックス、メ

ール等を利用して指導する。また、各学校に電話相談窓口を設置するなどの方法により、教育機会の確保に努める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 県教委本部は、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針、国や他県の動向等に留意のうえ、臨時休業期間中の家庭学習について可能な範囲で指導方針を決定する。

⑦ 入試等の教育関係行事への対応

- ・ 臨時休業が高校等入試、大学入試など県内の児童生徒の大多数が参加する行事と重なった場合は、国の方針等を踏まえ、県教委本部において個別に対応方針を決定する。
- ・ 高校等入試の試験日が県内の新型インフルエンザ等のまん延期と重なるおそれがある場合は、必要に応じ、延期等を決定する。また、新型インフルエンザ等のために受験できなかった者を対象に、追検査を実施する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態が宣言されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 臨時休業が高校等入試、大学入試など県内の児童生徒の大多数が参加する行事と重なった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針、国や他県の動向等に留意の上、可能な範囲で対処方針を決定する。
- ・ 県教委本部は、県対策本部から特措法第 45 条第 2 項に基づき高校入試の延期の要請があった場合は、要請に基づき県立学校に延期を指示する。

⑧ 臨時休業の解除

県教委本部は、県対策本部における県関係機関、医療機関、国等の情報をもとに、臨時休業措置の解除が適当であると判断した段階で、臨時休業の解除を指示する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 45 条第 2 項の要請に基づく臨時休業措置を解除する場合は、緊急事態措置等の状況に基づき適時・適切に行う。

(4) 市町村教育委員会との連携

- ・ 県教委本部は、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、市町村教育委員会へ速やかに情報提供を行い、基本的対処方針等に基づき、市町村教育委員会及び市町村立学校（幼稚園）における出席停止や臨時休業措置、人権侵害の防止、県外滞在者への適切な対応等を依頼する。

- ・ 県教委本部は、市町村立学校（幼稚園）の出席停止・臨時休業措置の状況について、市町村教育委員会に対し適宜報告を求める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態が宣言されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県教委本部は、感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、市町村教育委員会及び市町村立学校（幼稚園）における出席停止や臨時休業措置、県外滞在者への適切な対応等を依頼する。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項に基づく臨時休業措置の要請がある場合は、要請に従うよう、市町村教育委員会及び市町村立学校(幼稚園)に対し依頼する。

(5) 教育機関等における臨時休館措置

各教育機関等では国内で新型インフルエンザ等が発生した場合、流行拡大の防止策として、必要により施設の休館措置を講じる。

① 臨時休館措置

ア 各教育機関等の長は、教育機関等の施設職員又は施設利用者で新型インフルエンザ等への感染が疑われる者（7 頁に掲げる「県立学校における出席停止措置」に掲げるケースを参照）が出た場合、速やかに県教委本部へ連絡する。

県教委本部は、必要と判断した場合、基本的対処方針等に基づき、該当教育機関等の長に対し臨時休館措置を指示する。

イ 県教委本部は、アのケースのほか感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、教育機関等に対し臨時休館措置を指示する。

ウ 県教委本部は、施設単位での閉鎖に限らず、必要に応じて、地域を特定した臨時休館又は県内全域に渡る臨時休館を指示する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態が宣言されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県教委本部は、必要と判断した場合、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、該当教育機関等の長に対し臨時休館措置を指示する。
- ・ 県教委本部は、特措法第 24 条第 9 項に基づく感染対策の徹底の要請、特措法第 45 条第 2 項に基づく臨時休館の要請があった場合は、要請に基づき、該当教育機関に対し感染対策の徹底の要請、臨時休館措置を指示する。*

注) 劇場、運動施設、美術館等（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条第 3 項から第 13 号までに掲げる施設）であって延べ床面積 1,000 ㎡超のものについては、第 1 段階として特措法第 24 条第 9 項による協力の要請を行い、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として特措法第

45 条第 2 項に基づく要請、それに従わない場合に同条第 3 項に基づく指示を行う。

特措法第 45 条第 2 項に基づく要請を行う場合の柔軟な対応として、施設の使用制限のほか、入場者数制限、発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止、消毒設備の設置等も検討する。

② 臨時休館中に各教育機関等に対応すべき事項

- ・各教育機関等の長は、臨時休館中における施設職員の健康状態の把握に努める。
- ・各教育機関等の長は、臨時休館中の職員の状況（感染者数、感染が疑われる者の数等）について、定期的に県教委本部へ報告する。

③ 臨時休館措置の解除

県教委本部は、県危機管理対策本部における県関係機関、医療機関及び国等の情報をもとに、教育機関等の施設の休館の解除が適当であると判断した段階で、臨時休館措置を解除する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 45 条第 2 項の要請に基づく臨時休業措置を解除する場合は、緊急事態措置等の状況に基づき適時・適切に行う。

(6) その他教育関係施設等への対応

- ・県教委本部は、国内で新型インフルエンザが発生した場合、市町村が設置する教育関係施設や、民間が運営・管理する教育関係施設等において適切な対応が行われるよう、市町村教育委員会又は民間事業者に対して、注意喚起や休館措置等を依頼する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・特措法第 45 条第 2 項に基づく休館措置等の要請がある場合は、要請に従うよう、市町村教育委員会又は民間事業者に対して依頼する。

- ・上記に掲げる教育関係施設等の例は、以下のとおり。

【市町村立関係】

公民館、給食センター、体育館、図書館、プール

【民間等】

美術館、博物館、共済組合関係施設、(学習塾)

4 県内発生早期の対応（県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態）

（1）県教委本部の体制整備

- ・島根県教育委員会教育長は、県内で新型インフルエンザ等が発生したことが確認された場合は、直ちに県教委本部の会議を招集し、県教委本部の班編成を確認するとともに、必要に応じて人員の増強等を行い体制を整える。
- ・県教委本部は、海外発生期に引き続き、必要に応じて各学校、市町村教育委員会、教育機関等に対し患者が発生した場合にはその状況を迅速に保健所及び県教委本部に報告するよう指示又は依頼する。

（2）県外滞在者等に対する対応

基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県内未発生期の対応と同様の対応を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・県教委本部は、緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、県外修学旅行者の帰県、県外修学旅行の中止・延期、県外派遣・研修者の帰県、県外出張者の帰県を学校に指示する。

（3）県立学校における臨時休業措置

- ・県教委本部は、県立学校の児童生徒又は教職員が疑似症患者（新型インフルエンザ等の感染は確定していないが、感染が強く疑われる者として保健所への届出の対象となった者をいう。）であるという情報を入手した場合、当該県立学校に対し、暫定的に臨時休業を指示する。疑似症患者が感染者であることが確定した場合、臨時休業へ移行することとし、感染者でないことが確定した場合、臨時休業を解除する。
- ・県教委本部は、県立学校の児童生徒又は教職員が感染者又は濃厚接触者（保健所が積極的疫学調査により濃厚接触者（感染者と同一住所に居住する者、2 m以内の距離で感染者と対面で会話や挨拶等の接触があった者、具体的には職場・学校や行事等で近距離接触した者など。）であると判断した者をいう。）であるという情報を入手した場合、当該県立学校に対し、臨時休業を指示する。
- ・感染者が確定し、保健所による「積極的疫学調査」等によって急速な感染拡大につながるおそれがあると判断された場合、県教委本部は、県健康福祉部の助言等を踏まえ、新型インフルエンザ等感染者が発生している学校に限らず、対象範囲・期間等を示して臨時休業措置を指示する。
- ・県教委本部及び各県立学校は、疑似症患者、感染者及び濃厚接触者に対する人権侵害が決して生じないよう、十分な配慮を行う。
- ・その他については、県内未発生期における対応を引き続き行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態が宣言されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県教委本部は、感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、各県立学校に対し臨時休業を指示する。
- ・ 県教委本部は、県対策本部から特措法第 45 条第 2 項に基づく臨時休業の要請があった場合には、要請に基づき各県立学校に対し臨時休業を指示する。

(4) 市町村教育委員会との連携

- ・ 県教委本部は、県内で新型インフルエンザ等患者が確認された場合は、市町村教育委員会へ速やかに情報提供を行う。
- ・ 県教委本部は、市町村立学校の児童生徒又は教職員が疑似症患者であるという情報を入手した場合、当該市町村教育委員会に対し、当該学校を暫定的に臨時休業するよう依頼する。疑似症患者が感染者であることが確定した場合、臨時休業へ移行することとし、感染者でないことが確定した場合、臨時休業の依頼を解除する。
- ・ 県教委本部は、市町村立学校の児童生徒又は教職員が感染者又は濃厚接触者であるという情報を入手した場合、当該市町村教育委員会に対し、当該学校を臨時休業するよう依頼する。
- ・ 感染者が確定し、保健所による「積極的疫学調査」等によって急速な感染拡大につながるおそれがあると判断された場合、県教委本部は、県健康福祉部の助言等を踏まえ、新型インフルエンザ感染者が発生している学校に限らず、対象範囲・期間等を示して臨時休業措置を依頼する。
- ・ 県教委本部は、疑似症患者、感染者及び濃厚接触者に対する人権侵害が決して生じないよう、市町村教育委員会に対し、適切な対応等を依頼する。
- ・ 県教委本部は、市町村立学校、幼稚園の臨時休業の状況について、市町村教育委員会へ適宜報告を求める。
- ・ 県教委本部は、市町村教育委員会から人的支援等の協力要請があった場合は、速やかに対応を検討する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態が宣言されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県教委本部は、感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、市町村教育委員会及び市町村立学校（幼稚園）における出席停止や臨時休業措置、県外滞在者への適切な対応等を依頼する。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項に基づく臨時休業措置の要請がある場合は、要請に従うよう、市町村教育委員会及び市町村立学校(幼稚園)に対し依頼する。

(5) 教育機関等における臨時休館措置

- ・ 県教委本部は、教育機関等の職員が疑似症患者であるという情報を入手した場合、当該教育機関等に対し、暫定的に臨時休館を指示する。疑似症患者が感染者であることが確定した場合、臨時休館へ移行することとし、感染者でないことが確定した場合、臨時休館を解除する。
- ・ 県教委本部は、教育機関等の職員が感染者又は濃厚接触者であるという情報を入手した場合、当該教育機関等に対し、臨時休館を指示する。
- ・ 県内で新型インフルエンザ等患者が発生し、急速な感染拡大のおそれが切迫している場合、県教委本部は、県健康福祉部の助言等を踏まえ、当該教育機関の職員に感染者がいない場合でも、臨時休館措置を指示する。
- ・ その他については、県内未発生期における対応を引き続き行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態が宣言されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県教委本部は、感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、該当教育機関等の長に対し臨時休館措置を指示する。
- ・ 県教委本部は、特措法第 24 条第 9 項に基づく感染対策の徹底の要請、特措法第 45 条第 2 項に基づく臨時休館の要請があった場合は、要請に基づき、該当教育機関に対し感染対策の徹底の要請、臨時休館措置を指示する。

(6) その他の教育関係施設等への対応

県内未発生期における対応を引き続き行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・ 特措法第 45 条第 2 項に基づく休館措置等の要請がある場合は、要請に従うよう、市町村教育委員会又は民間事業者に対して依頼する。

5 県内感染期の対応（患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。））

（1）県教委本部の体制

引き続き体制を維持する。

（2）県外滞在者等に対する対応

基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県内未発生期の対応と同様の対応を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県内未発生期における対応と同様の対応を行う。

（3）県立学校における出席停止・臨時休業措置

県立学校における出席停止、臨時休業措置について、通常の季節性インフルエンザと同様に、学校長は次の対応を行う。

- ・インフルエンザ様症状のある児童生徒又は教職員には、速やかに医療機関を受診するよう指導する。
- ・医師によりインフルエンザ患者（新型又は季節性のいずれかを問わない）と診断された場合は、出席停止とする。
- ・インフルエンザ患者（新型又は季節性のいずれかを問わない）が「短期間に多数」発生するなど急速な感染拡大につながるおそれがある場合は、学校医と相談の上、学級閉鎖を行う。
- ・同時期に複数の学級で「短期間に多数」のインフルエンザ患者が発生した場合、学校医と相談の上、学年閉鎖又は臨時休業の必要性を検討すること。
- ・学級閉鎖後、登校を再開してから更にインフルエンザ患者が発生した場合は、原則として出席停止で対応する。ただし、急速な感染拡大のおそれが切迫している場合や保健所から学級閉鎖等の要請があった場合は、この限りではない。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県内発生早期における対応と同様の対応を行う。

（4）市町村教育委員会との連携

市町村教育委員会及び市町村立学校（幼稚園）における出席停止や臨時休業措置について、原則として通常の季節性インフルエンザと同様の対応をとるよう依頼する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県内発生早期における対応と同様の対応を行う。

(5) 教育機関等における臨時休館措置

県教委本部は、感染拡大防止のための適切な措置が講じられていることを前提に、必要に応じ、臨時休館措置を解除する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県内発生早期における対応と同様の対応を行う。

(6) その他の教育関係施設等への対応

県教委本部は、感染拡大防止のための適切な措置が講じられていることを前提に、必要に応じ、市町村教育委員会又は民間事業者に対して、臨時休館措置の解除を依頼する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県内発生早期における対応と同様の対応を行う。

6 小康期の対応(新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態)

(1) 県教委本部の体制

- ・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ本マニュアルの見直しを行う。
- ・流行の第二波に備え、必要に応じ各学校、市町村教育委員会、教育機関等に対し、患者数の状況、集団感染の状況について保健所及び島根県教育委員会へ報告するよう指示、依頼する。

(2) 県外滞在者等に対する対応

県教委本部は、必要に応じ、県外滞在者の帰県措置等を解除する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・県教委本部は、必要に応じ、県外滞在者の帰県措置等を解除する。

(3) 県立学校における臨時休業措置

県教委本部は、必要に応じ、臨時休業措置を解除し、流行の第二波に備える。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・県教委本部は、必要に応じ、臨時休業措置を解除する。

(4) 市町村教育委員会との連携

県教委本部は、必要に応じ、市町村教育委員会へ臨時休業措置の解除を依頼する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・県教委本部は、必要に応じ、市町村教育委員会へ臨時休業措置の解除を依頼する。

(5) 教育機関等における臨時休館措置

県教委本部は、流行の第二波に備える。

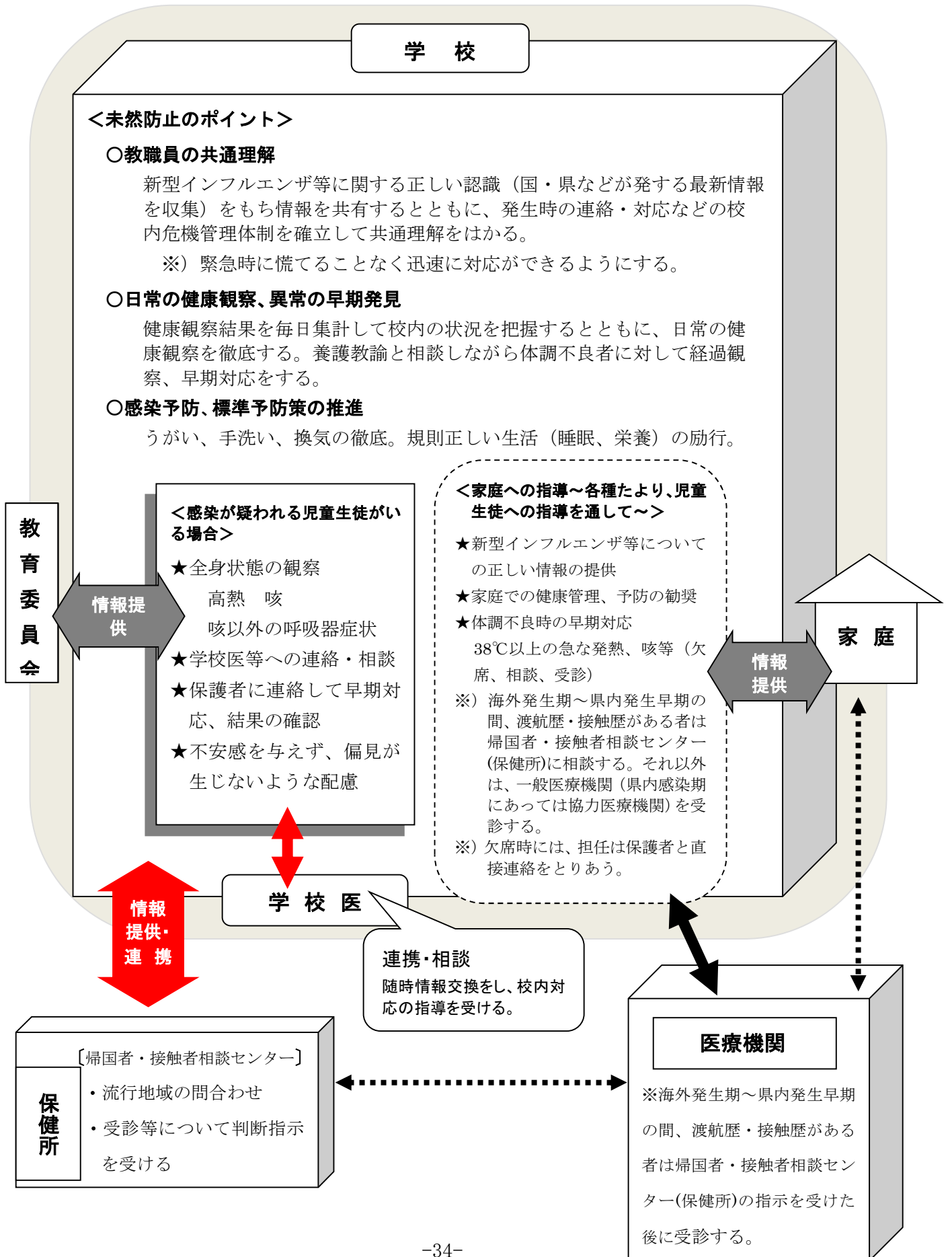
【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・県教委本部は、必要に応じ、臨時休館措置を解除する。

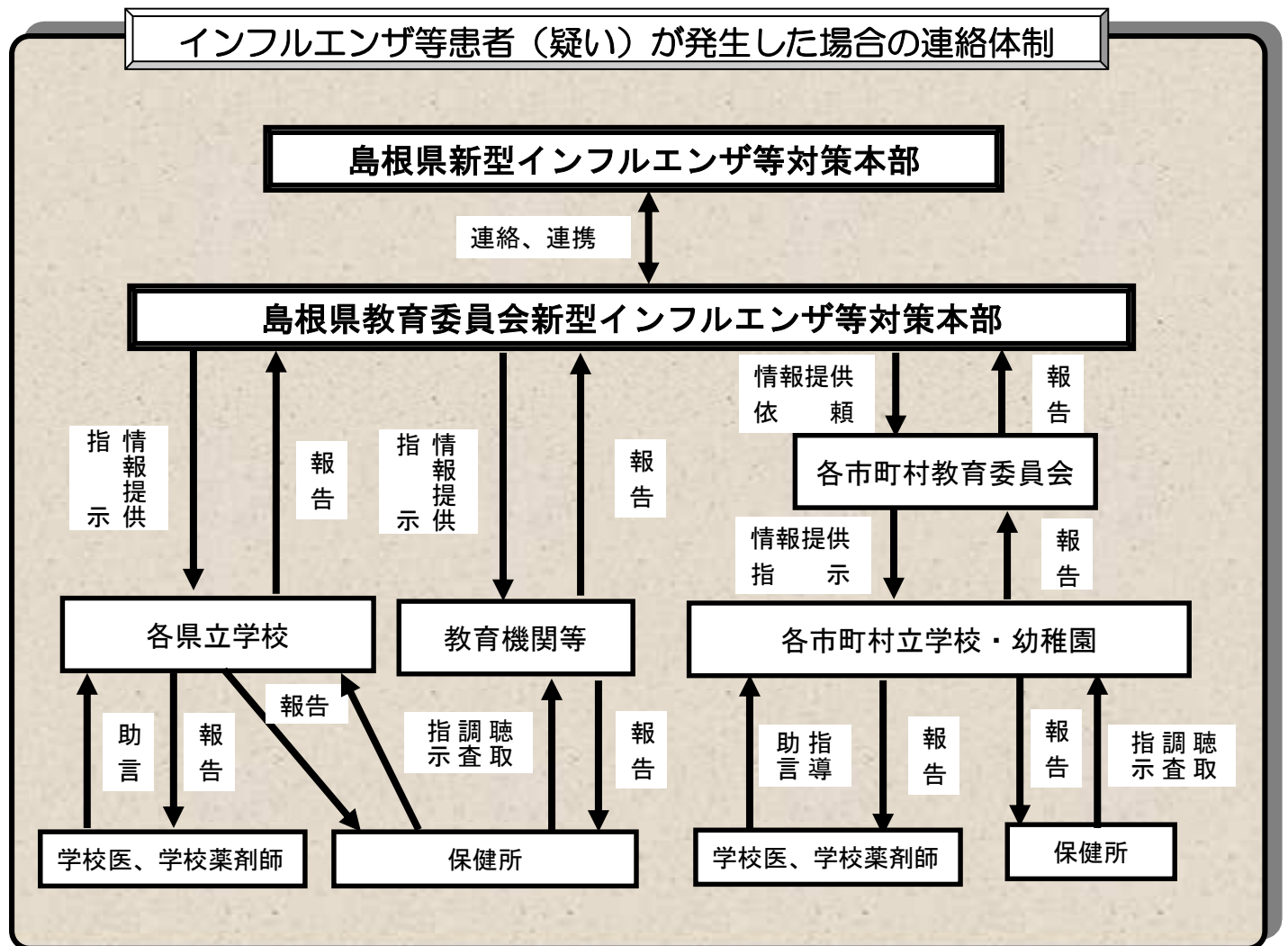
(6) その他の教育関係施設等への対応

県教委本部は、必要に応じ、市町村教育委員会又は民間事業者に対して、臨時休館措置の解除を依頼する。

1 学校における新型インフルエンザ等の未然防止対策について



2 インフルエンザ等患者（疑い事例含む）発生時の連絡フロー



3 学校、教育機関等における危機管理体制の整備と事前準備のポイント

※これは、各学校、教育機関がマニュアルの内容を踏まえ、具体的な危機管理体制の整備や事前準備を進める上で
の要点などを例示したものである。各学校、教育機関では、以下の例を参考に、それぞれの事情に合わせ必要な
事項を適宜追加、修正するなどして、マニュアル化し、新型インフルエンザ等の発生に備えるものとする。

(1) 危機管理組織及び緊急連絡体制の整備

新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、以下の例を参考に危機管理組織や緊急連絡体制
を構築しておく。

① 危機管理組織の整備（責任者、担当者等の整備）

- | | |
|---|---|
| ア | 全体指揮者（責任者）
（責任者（校長等）が感染した場合などに備え、代行者を選定しておくことが望ましい。） |
| イ | 外部との対応担当（保健所への報告、問い合わせ対応等） |
| ウ | 情報収集担当者 |
| エ | 応急処置・医療機関対応担当者 |
| オ | 保護者への連絡担当者 |
| カ | 電話対応記録担当者 等 |

② 緊急連絡体制の整備

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ア | 教職員緊急連絡網（勤務時間内、勤務時間外の別に作成） |
| イ | 保護者緊急連絡体制（電話、FAX、メールなど） |
| ウ | 関係機関連絡体制（保健所、教育委員会、学校医、発熱外来、相談窓口 等） 等 |

(2) 情報収集体制の構築

- ・ 国、県等から示される新型インフルエンザ等の発生状況、症状や予防のために必要な留意事項、発生した場合の対応策などの正確な最新情報を入手、把握しておく。
- ・ また、得られた情報を、必要に応じて、各学校の計画や対策の見直しに役立てるとともに、学校としての対応方針と併せて、児童生徒等や保護者に迅速かつ適正に周知する方法を確立しておく。

【主な情報源となるとと思われるホームページ】（一例）

- ・ 厚生労働省
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleza/
- ・ 国立感染症研究所 <http://www.niid.go.jp/niid/index.html>
- ・ 国立感染症研究所感染症情報センター <http://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ・ 島根県 <http://www.pref.shimane.lg.jp/>
- ・ 島根県教育委員会 <http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/>

(3) 家庭への啓発

○ 家庭において感染者が出た場合の対応

家族に新型インフルエンザ感染者（疑い事例）が出た場合には、最寄りの保健所に相談し、
指定された医療機関を受診するよう促すとともに、早急に学校に連絡するようあらかじめ保護

者に周知し、常に児童生徒の健康に関する情報が学校に入るようにしておくことが重要である。

(4) パンデミック（世界的大流行）に備えた準備

① 各学校における準備

パンデミックになると、職員が学校、教育機関等に出勤できなくなる等、学校及び施設の機能が低下することが予想されることから、職員の自宅からの連絡体制や健康管理、日用品等の備蓄について各学校・施設で共通理解を図っておくことが重要である。

② 各家庭における準備

海外発生期以降は、輸入の減少・停止などにより、生活必需品等が不足する状況も想定される。また、感染防止のために不要不急の外出は避けることとなるため、災害時と同様に最低限の食糧・日用品等を準備しておく必要があり、そのことを各家庭に周知しておく必要がある。

【備蓄物品の例】

(1) 学校の備蓄品例

- ① 常備品（救急用）
絆創膏（大・小）、ガーゼ・コットン（滅菌とそうでないもの）
- ② 新型インフルエンザ等対策の物品
マスク、ゴム手袋（破れにくいもの）、水枕・氷枕（冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果あり）、消毒用アルコール
- ③ 災害時のための物品（あると便利なもの）
懐中電灯、乾電池、携帯電話充電キット、携帯ラジオ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、洗剤・石けん、保湿ティッシュ（アルコールのあるものとそうでないもの）、ビニール袋（汚染されたごみの密封に利用）

(2) 家庭での備蓄品の例

- ① 食糧（長期保存可能なもの）の例
米、乾麺類、切り餅、コーンフレーク・シリアル類、乾パン、調味料、レトルト・フリーズドライ食品、冷凍食品、インスタント食品、缶詰、菓子類、ミネラルウォーター、ペットボトルや缶入りの飲料 等
- ② 常備品（救急薬品等）
常備薬（胃薬、痛み止め、その他持病の処方薬）、絆創膏（大・小）、ガーゼ・コットン（滅菌のものとはそうでないもの）、解熱鎮痛剤（薬の成分によっては、インフルエンザ脳症を助長する可能性があるため、購入時に医師・薬剤師に相談。）
- ③ 新型インフルエンザ等対策の物品
マスク、ゴム手袋（破れにくいもの）、水枕・氷枕（冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果あり）、消毒用アルコール
- ④ 災害時のための物品
懐中電灯、乾電池、携帯電話充電キット、ラジオ・携帯テレビ、カセットコンロ・ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、キッチン用ラップ、アルミホイル、洗剤・石けん、シャンプー・リンス、保湿ティッシュ（アルコールのあるものとそうでないもの）、生理用品、ビニール袋（汚染されたごみの密封に利用）

新型インフルエンザ等に係る私立学校及び高等教育機関に対する対応マニュアル

1 目的

【私立学校】

島根県と各私立学校（私立の幼稚園、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の間において新型インフルエンザ等に関連した情報の提供、発生動向の把握、臨時休業措置の要請等を行い、感染拡大の防止を図る。

【高等教育機関】

島根県と各高等教育機関の間において新型インフルエンザ等に関連した情報の提供、発生動向の把握等の伝達経路を明確にし、各高等教育機関における新型インフルエンザ等の感染予防及び感染者発生時の対策に資するとともに島根県と各高等教育機関相互の連携を図ることにより、感染拡大の防止を図る。

※新型インフルエンザ等…感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

2 関係連絡先

【私立学校】別紙のとおり

【高等教育機関】

地区	高等教育機関	情報提供・収集窓口	電話番号	FAX
松江市	国立大学法人島根大学	総務部総務課 総務グループ	0852-32-6011	0852-32-6019
浜田市	公立大学法人島根県立大学	事務局総務課	0855-24-2200	0855-24-2208
松江市	松江工業高等専門学校	事務部総務課総務係	0852-36-5111	0852-36-5119
松江市	(学法) みどり学園 大阪健康福祉短期大学	松江キャンパス	0852-67-3716	0852-67-3805
安来市	(学法) みどり学園 大阪健康福祉短期大学	安来キャンパス	0854-32-4198	0854-32-4197

3 各発生段階における対応

(1) 準備期の対応（新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで）

ア 私立学校

(ア) 啓発・要請

- ① 資料編1を参考に、新型インフルエンザ等の未然防止対策を講ずるよう啓発する。
- ② 資料編2を参考に、新型インフルエンザ等発生を想定した事前準備（対応計画等の作成）を講ずるよう啓発する。
- ③ 海外に滞在（予定を含む。）する園児、児童生徒、教職員の状況について把握し、非常時に連絡が取れる体制を整えるよう要請する。
- ④ 新型インフルエンザ等が発生した場合の学校の対応について、あらかじめ保護者及び

関係機関に対し周知するよう要請する。

- ⑤ 私立中学校・高等学校においては、「感染症情報収集システム」による欠席・健康状態の報告及び集団発生状況の保健所への報告により、校区・地域・県全体の状況について情報共有を行い、感染拡大の早期探知につなげるよう要請する。
- ⑥ 国内に感染が拡大した場合を想定し、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう要請する。
- ⑦ 入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び小康期以降の受験機会の確保措置の実施方法等についてあらかじめ十分な検討・準備を行うことを要請する。
- ⑧ 国等から示される情報や、海外での新型インフルエンザ等の発生状況や効果的な予防方法等について、新たに得られた情報を児童生徒、その保護者、教職員等に迅速かつ確実に周知する。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう要請する。

(イ) 情報の提供

県民一人一人の感染対策への協力の重要性、基本的な感染対策や発症が疑わしい時の対応や不要不急の外出自粛や休業要請等の意義について理解促進を図る。

イ 高等教育機関

(7) 体制等の確認

- ① 県内各高等教育機関における新型インフルエンザ等の対応計画等の整備状況を確認する。
- ② 情報提供、収集体制を確認する。

(2) 初動期の対応（新型インフルエンザ等の発生を覚知後～政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで）

ア 私立学校

(7) 要請・依頼

- ① 臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう要請する。
- ② 入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び小康期以降の受験機会の確保措置の実施方法等について十分な確認を行うよう要請する。
- ③ 新型インフルエンザ等関連の報道も頻繁に行われることが想定されるため、パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう要請する。
- ④ 予防のためには、人混みを避けるとともに症状のある人に近寄らないことや、外出時にはマスクを使用すること、うがいと手洗いを励行することが重要であり、症状のある人は「咳エチケット」を励行することが求められるため、これらの衛生習慣が徹底されるよう要請する。
- ⑤ 保護者に対して、その児童生徒等及び家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、帰国者・接触者相談センター等に相談するよう要請する。
- ⑥ 児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ等患者が発生した場合、感染症の予防及び

感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）に基づき入院措置等が講じられることから、厚生労働大臣及び知事の要請に対して速やかに協力するよう要請する。

- ⑦ 学校において、児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ等患者が発生したことがわかった場合には、当該学校の設置者は、ただちに発生した地域の保健所等に相談するとともに、国及び県等から発表される情報を踏まえ、臨時休業等及び入学試験の延期等の措置が適切に講じられるよう要請する。
- ⑧ 保健所等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った保健所等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等を検討し、これらの措置が適切に講じられるよう要請する。
- ⑨ 学校が入学試験の延期等の措置を行った際には、学校の設置者は、県総務部総務課にその旨を報告することとする。
- ⑩ 学校が臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業や入学試験の延期等の措置が講じられていない場合は、県総務部総務課は国等からの情報に基づき、臨時休業や入学試験の延期等の要請を行うことがあり得る。
- ⑪ 学校の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意するよう要請する。
- ⑫ 学校の臨時休業を行う場合には、極力外出を控えることと併せて、臨時休業中の授業等の履修上の取扱いや家族と学校との連絡方法、家庭での過ごし方等について混乱の生じないよう十分な確認を取るよう要請する。
- ⑬ 患者発生国・周辺地域への修学旅行等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校に要請する。
- ⑭ 患者発生国・周辺地域への海外旅行、留学等については、新型インフルエンザ等の関係情報を踏まえた上で、自粛を含め再検討するよう学校から保護者や児童生徒等に周知するよう要請する。
- ⑮ 海外に留学中の生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学校から以下の情報を伝えるよう要請する。
 - ・ 新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
 - ・ 効果的な予防方法（人混みの多い場所に行かない、うがい・手洗いの徹底等）
 - ・ 症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
 - ・ 発生状況
 - ・ 外務省の発出する渡航情報及び管轄在外公館による現地関連情報、注意事項等への留意
 - ・ 万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法（在外公館への連絡等）
 - ・ 帰国する際の相談窓口等
- ⑯ 新型インフルエンザ等発生国・周辺地域から帰国した児童生徒や教職員等が、各学校において風評により不当な扱いを受けることがないよう冷静な対応をとるよう要請する。また、新型インフルエンザ等発生国・周辺地域にある日本人学校等から帰国した学齢児童生徒について、帰国が一時的なものであっても、就学の機会が適切に確保されるよう周知する。

- ⑰ 発生国・周辺地域から帰国した児童生徒及び入国した留学生や教職員等に対しては、新型インフルエンザ等のような症状を呈した場合に、ただちに帰国者・接触者相談センターに相談の上、医療機関等で受診するようあらかじめ要請する。

(イ) 情報の提供

- ① 海外における新型インフルエンザ等情報及び県の対応等を情報提供する。
- ② 国等から示される情報や県の対応等について、新型インフルエンザ等の発生状況や効果的な予防方法等を踏まえつつ、新型インフルエンザ等についての情報を児童生徒、その保護者、教職員等に迅速かつ確実に周知できるよう情報提供する。

イ 高等教育機関

(ア) 要請・依頼

- ① 文部科学省から発出される要請の対応状況について情報提供を依頼する。
- ② 患者の発生状況に関する情報提供を依頼する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対応に加え、必要に応じ次の対応を要請する。

(ア) 要請

- ① 県対策本部から新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく臨時休業や入学試験の延期等の要請があった場合は、県総務部総務課は要請に基づき私立学校に臨時休業や入学試験の延期等の要請を行う。

(3) 対応期①の対応（封じ込めを念頭に対応する時期）

ア 私立学校

(ア) 要請・依頼

- ① 県内において患者が確認された場合には、学校の臨時休業を要請する。隣接県又は交通機関を通じ頻繁な往来がある他の都道府県において新型インフルエンザ等が発生した場合は、必要に応じ、同様に要請する。
- ② 学校が臨時休業等の措置を講じるに当たっては、医療機関、保健所等と十分連携しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校や入学試験の延期等を検討し、適切に講じられるよう要請する。また、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意するよう要請する。
- ③ 学校が臨時休業及び入学試験の延期等の措置を行った際には、その旨を報告するよう要請する。
- ④ 教育職員、児童生徒等の罹患状況の把握及び情報提供を依頼する。
- ⑤ 必要に応じて（2）ア（ア）②から⑰までの要請等を行う。

(イ) 報告

- ① 県内学校の臨時休業や入学試験の延期等の状況を文部科学省に報告する。

(ウ) 情報の提供

- ① 国等から示される情報や県の対応等について、新型インフルエンザ等の発生状況や効果的な予防方法等を踏まえつつ、新型インフルエンザ等についての情報を児童生徒、その保護者、教職員等に迅速かつ確実に周知できるよう情報提供する。
- ② 学校の臨時休業が高校入試、大学入試など県内の児童生徒の大多数が参加する行事と

重なった場合の対応について、国や教育委員会の方針等を情報提供する。

イ 高等教育機関

(7) 依頼

- ① 文部科学省から出される対応要請についての対応状況の情報提供を依頼する。
- ② 患者の発生状況に関する情報提供を依頼する。

(4) 情報の提供

- ① 県内等における新型インフルエンザ等関連情報及び県の対応等を提供する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対応に加え、必要に応じ次の対応を要請する。

(7) 要請

- ① 県対策本部から新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく臨時休業や入学試験の延期等の要請があった場合は、県総務部総務課は要請に基づき私立学校に臨時休業や入学試験の延期等の要請を行う。

(4) 対応期②の対応（病原体の性状等に応じて対応する時期）

ア 私立学校

(7) 要請・依頼

- ① 学校の臨時休業又は児童生徒等の出席停止についての継続を要請する。
- ② 教育職員、児童生徒等の罹患状況の把握及び情報提供を依頼する。
- ③ 学校の臨時休業中の教育活動（家庭学習の進め方等）の実施状況及び運営体制について情報提供を依頼する。
- ④ 必要に応じて（3）ア（ア）①から⑤までの要請等を行う。

(4) 情報の提供

- ① 県内等における新型インフルエンザ等関連情報及び県の対応等を提供する。

イ 高等教育機関

(7) 依頼

- ① 文部科学省から出される対応要請についての対応状況の情報提供を依頼する。
- ② 患者の発生状況に関する情報提供を依頼する。

(4) 情報の提供

- ① 県内等における新型インフルエンザ等関連情報及び県の対応等を提供する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合には、緊急事態措置、基本的対処方針等に基づき、必要に応じ、県内発生早期における対応と同様の対応を要請する。

エ 対応の見直し

次の流行に備え、必要に応じて、各段階の対応について見直しを行う。

(6) 対応期③の対応（ワクチン、治療薬等により対応力が向上する時期）

ア 私立学校

(7) 要請・依頼

- ① 学校が臨時休業等の措置を終了するに当たっては、医療機関、保健所等と十分協議連携しつつ、終了の措置が適切に講じられるよう要請する。
- ② 学校が臨時休業を終了した際には、その旨を県総務部総務課に報告するよう要請する。

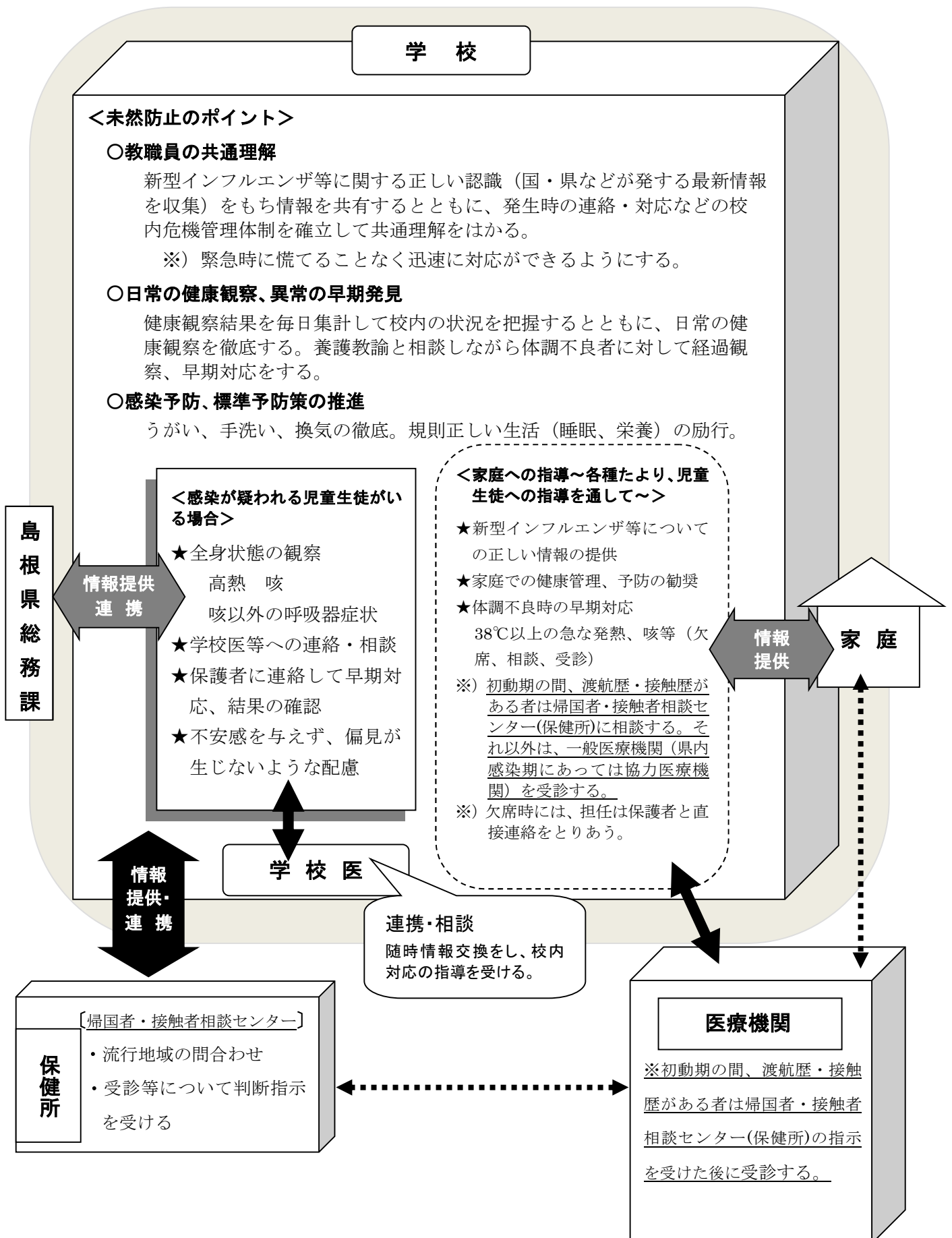
イ 高等教育機関

(7) 依頼

- ①大学等が臨時休業等の措置を終了するに当たっては、医療機関、保健所等と十分協議連携しつつ、終了の措置が適切に講じられるよう要請する。
- ②大学等が臨時休業を終了した際には、その旨を県総務部総務課に報告するよう要請する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、臨時休業措置の解除を要請する。

1 学校における新型インフルエンザ等対策について



2 学校、教育機関等における危機管理体制の整備と事前準備のポイント

※これは、各学校がマニュアルの内容を踏まえ、具体的な危機管理体制の整備や事前準備を進める上での要点などを例示したものである。各学校では、以下の例を参考に、それぞれの事情に合わせ必要な事項を適宜追加、修正するなどして、マニュアル化し、新型インフルエンザ等の発生に備えるものとする。

(1) 危機管理組織及び緊急連絡体制の整備

新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、以下の例を参考に危機管理組織や緊急連絡体制を構築しておく。

① 危機管理組織の整備（責任者、担当者等の整備）

- ア 全体指揮者（責任者）
（責任者（校長等）が感染した場合などに備え、代行者を選定しておくことが望ましい。）
- イ 外部との対応担当（保健所への報告、問い合わせ対応等）
- ウ 情報収集担当者
- エ 応急処置・医療機関対応担当者
- オ 保護者への連絡担当者
- カ 電話対応記録担当者 等

② 緊急連絡体制の整備

- ア 教職員緊急連絡網（勤務時間内、勤務時間外の別に作成）
- イ 保護者緊急連絡体制（電話、FAX、メールなど）
- ウ 関係機関連絡体制（保健所、教育委員会、学校医、発熱外来、相談窓口 等） 等

(2) 情報収集体制の構築

- ・ 国、県等から示される新型インフルエンザ等の発生状況、症状や予防のために必要な留意事項、発生した場合の対応策などの正確な最新情報を入手、把握しておく。
- ・ また、得られた情報を、必要に応じて、各学校の計画や対策の見直しに役立てるとともに、学校としての対応方針と併せて、児童生徒等や保護者に迅速かつ適正に周知する方法を確立しておく。

【主な情報源となると思われるホームページ】（一例）

- ・ 厚生労働省
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infulenza/（インフルエンザ対策）
- ・ 国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ・ 国立感染症研究所感染症情報センター <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- ・ 島根県 <http://www.pref.shimane.lg.jp/>
- ・ 島根県教育委員会 <http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/>

(3) 家庭への啓発

○ 家庭において感染者が出た場合の対応

家族に新型インフルエンザ等感染者(疑い事例)が出た場合には、最寄りの保健所に相談し、指定された医療機関を受診するよう促すとともに、早急に学校に連絡するようあらかじめ保護者に周知し、常に児童生徒の健康に関する情報が学校に入るようにしておくことが重要である。

(4) パンデミック(世界的大流行)に備えた準備

① 各学校における準備

パンデミックになると、職員が学校に出勤できなくなる等、学校及び施設の機能が低下することが予想されることから、職員の自宅からの連絡体制や健康管理、日用品等の備蓄について各学校・施設で共通理解を図っておくことが重要である。

② 各家庭における準備

海外発生期以降は、輸入の減少・停止などにより、生活必需品等が不足する状況も想定される。また、感染防止のために不要不急の外出は避けることとなるため、災害時と同様に最低限の食糧・日用品等を準備しておく必要があり、そのことを各家庭に周知しておく必要がある。

【備蓄物品の例】

(1) 学校の備蓄品例

- ① 常備品(救急用)
絆創膏(大・小)、ガーゼ・コットン(滅菌とそうでないもの)
- ② 新型インフルエンザ等対策の物品
マスク、ゴム手袋(破れにくいもの)、水枕・氷枕(冷却用)、漂白剤(次亜塩素酸:消毒効果あり)、消毒用アルコール
- ③ 災害時のための物品(あると便利なもの)
懐中電灯、乾電池、携帯電話充電キット、携帯ラジオ、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、洗剤・石けん、保湿ティッシュ(アルコールのあるものとそうでないもの)、ビニール袋(汚染されたごみの密封に利用)

(2) 家庭での備蓄品の例

- ① 食糧(長期保存可能なもの)の例
米、乾麺類、切り餅、コーンフレーク・シリアル類、乾パン、調味料、レトルト・フリーズドライ食品、冷凍食品、インスタント食品、缶詰、菓子類、ミネラルウォーター、ペットボトルや缶入りの飲料等
- ② 常備品(救急薬品等)
常備薬(胃薬、痛み止め、その他持病の処方薬)、絆創膏(大・小)、ガーゼ・コットン(滅菌のものとはそうでないもの)、解熱鎮痛剤(薬の成分によっては、インフルエンザ脳症を助長する可能性があるため、購入時に医師・薬剤師に相談。)
- ③ 新型インフルエンザ等対策の物品
マスク、ゴム手袋(破れにくいもの)、水枕・氷枕(冷却用)、漂白剤(次亜塩素酸:消毒効果あり)、消毒用アルコール
- ④ 災害時のための物品
懐中電灯、乾電池、携帯電話充電キット、ラジオ・携帯テレビ、カセットコンロ・ガスボンベ、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、キッチン用ラップ、アルミホイル、洗剤・石けん、シャンプー・リンス、保湿ティッシュ(アルコールのあるものとそうでないもの)、生理用品、ビニール袋(汚染されたごみの密封に利用)

新型インフルエンザ等対応チェックリスト

発生段階	対応内容	チェック
(1) 未発生期	ア 私立学校	
	① 資料編 1 を参考に、未然防止対策	
	② 資料編 2 を参考に、発生を想定した事前準備	
	③ 海外滞在（予定含む）の生徒・教職員等の状況を把握し、常時連絡が取れる体制の整備	
	④ 発生時の学校の対応を、予め保護者や関係機関に周知	
	⑤ 私立中学・高等学校は、「感染症情報収集システム」による、校区・地域・県全体の状況の情報共有を行い、感染拡大の早期探知	
	⑥ 国内に感染が拡大した場合を想定し、臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応できるよう各家庭との連絡網を確認するよう要請する。	
	⑦ 入学試験の延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築及び小満期以降の受験機会の確保措置の実施方法等についてあらかじめ十分な検討・準備を行うことを要請する。	
	⑧ 国等から示される情報や、海外での新型インフルエンザ等の発生状況や効果的な予防方法等について、新たに得られた情報を児童生徒、その保護者、教職員等に迅速かつ確実に周知する。この際、不確実な情報による不要な不安や混乱を防止し、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう要請する。	
		イ 高等教育機関
	① 新型インフルエンザ等の対応計画等の整備状況の確認	
	② 情報提供、収集体制の確認	
(2) 初動期	ア 私立学校	
	① 臨時休業等の情報提供や要請に迅速に対応出来るよう各家庭との連絡網の確認	
	② 入学試験の延期等の要請や入学志願者への連絡方法等の構築及び受験機会の確保措置等について予め十分な検討・準備	
	③ パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき適切な判断と行動	
	④ 予防のためのマスクやうがい、手洗い、咳エチケットの励行など衛生習慣の徹底	
	⑤ 保護者に対し、生徒等の健康状態に異変が見られる場合は帰国者・接触者相談センターなどに相談	
	⑥ 生徒や教職員等に患者が発生した場合、感染症法に基づく国や県の要請に速やかに協力	
	⑦ 学校で患者が発生した場合は、直ちに保健所等に相談するとともに、臨時休業等及び入学試験の延期等の適正な措置	
	⑧ 保健所等から臨時休業等の要請があった場合、保健所等と相談しつつ、臨時休業等及び入学試験の延期等の検討	
	⑨ 入学試験延期等の措置を行った場合は、学校設置者は県総務課へ報告	
	⑩ 臨時休業や入学試験延期等を行う必要があるにもかかわらず、同措置が行われない場合は、県総務課からの要請があり得る。	
	⑪ 臨時休校等を行う場合は、患者やその家族等に差別が起こらないよう十分配慮	
	⑫ 臨時休校を行う場合、外出を控えるとともに家族と学校との連絡方法、	

発生段階	対応内容	チェック
	家庭での過ごし方等について混乱が生じないよう十分確認	
	⑬ 患者発生国等への修学旅行等は、自粛を含め再検討	
	⑭ 患者発生国等への海外旅行、留学等は自粛を含め再検討するよう保護者や生徒等に周知	
	⑮ 海外就学旅行中等の生徒や引率教員に対する新型インフルエンザ等の効果的予防方法や医療機関での受診等の情報提供	
	⑯ 新型インフルエンザ等発生国・周辺地域から帰国した児童生徒や教職員等が、各学校において風評により不当な扱いを受けることがないように冷静な対応をとるよう要請する。また、新型インフルエンザ等発生国・周辺地域にある日本人学校等から帰国した学齢児童生徒について、帰国が一時的なものであっても、就学の機会が適切に確保されるよう周知する。	
	⑰ 発生国等から帰国した生徒や教職員等が新型インフルエンザ等の症状を呈した場合は、予め帰国者・接触者相談センターに相談の上、医療機関等で受診	
	イ 高等教育機関	
	① 文部科学省行動計画Ⅲ（５）への対応状況を県総務課へ情報提供	
	② 患者の発生状況を県総務課へ情報提供	
	ウ 緊急事態宣言がなされている場合	
① 県から特措法第45条第2項に基づく臨時休校や入学試験延期等の要請があった場合の適正な対応		
(3) 対応期 ①	ア 私立学校	
	① 県内において患者が発生した場合は、学校の臨時休業	
	② 臨時休業等を行うに当たっては、保健所等と十分連携し入学試験延期等の検討、また、患者やその家族等に差別が起こらないよう十分留意	
	③ 臨時休業、入学試験延期等を行った場合は、県総務課へ報告	
	④ 教育職員、生徒等の罹患状況の把握及び県総務課へ情報提供	
	⑤ 必要に応じて、初動期の②から⑰までの対応を実施	
	イ 高等教育機関	
	① 文部科学省から出される対応要請の対応状況について県総務課へ情報提供	
	② 患者の発生状況を県総務課へ情報提供	
	ウ 緊急事態宣言がなされている場合	
① 県から特措法第45条第2項に基づく臨時休校や入学試験延期等の要請があった場合の適正な対応		
(4) 対応期 ②	ア 私立学校	
	① 臨時休校又は生徒等の出席停止についての継続	
	② 教育職員、生徒等の罹患状況の把握及び県総務課への情報提供	
	③ 臨時休業中の教育活動実施状況及び運営体制を県総務課へ情報提供	
	④ 必要に応じて、(3) 対応期①の①から⑤までの対応を実施	
	イ 高等教育機関	
	① 文部科学省から出される対応要請の対応状況について県総務課へ情報提供	
	② 患者の発生状況を県総務課へ情報提供	
	ウ 緊急事態宣言がなされている場合	
	① 必要に応じ、(4) 県内発生早期における対応と同様の対応	
(6) 対応期 ③	ア 私立学校	
	① 臨時休校等を終了する場合は、医療機関、保健所等と十分連携し、適正な終了措置	
	② 臨時休校を終了した際は、その旨を県総務課へ報告	
	イ 高等教育機関	
	① 臨時休校等を終了する場合は、医療機関、保健所等と十分連携し、適正な終了措置	

発生段階	対応内容	チェック
	② 臨時休校を終了した際は、その旨を県総務課へ報告	
	ウ 緊急事態宣言がなされている場合	
	① 必要に応じ、臨時休業措置の解除	

幼稚園

No	幼稚園名	電話番号	FAX 番号
1	松徳幼稚園	F 兼 0852(22)0750	
2	みどやま幼稚園	0855(28)2380	F0855(28)2038
3	光幼稚園	0853(63)3681	F0853(63)3923
4	益田幼稚園	0856(22)1041	F0856(23)1739
5	益田天使幼稚園	0856(22)1477	F0856(22)1609
6	夕日ヶ丘聖母幼稚園	0855(22)3328	F0855(22)3340
7	松江暁の星幼稚園	0852(25)7105	F0852(25)7107
8	育英幼稚園	0852(23)1981	F0852(28)5678
9	育英北幼稚園	0852(31)1981	F0852(32)1981
10	北陵幼稚園	0853(73)7296	F0853(73)7297
11	吉田幼稚園	0856(22)0405	F0856(22)2193

中学校

No	学校名	電話番号	FAX 番号
1	松徳学院中学校	0852(21)5478	F0852(21)1350
2	開星中学校	0852(21)4915	F0852(21)9118
3	出雲北陵中学校	0853(25)0700	0853(25)0718

高等学校

No	学校名	電話番号	FAX 番号
1	開星高等学校	0852(21)4915	F0852(21)9118
2	立正大学淞南高等学校	0852(21)9634	F0852(27)1488
3	松徳学院高等学校	0852(21)5478	F0852(21)1350
4	松江西高等学校	0852(21)2925	F0852(31)8680
5	出雲北陵高等学校	0853(21)1871	F0853(21)8280
6	出雲西高等学校	0853(21)1183	F0853(21)1397
7	石見智翠館高等学校	0855(52)2457	F0855(52)2511
8	キリスト教愛真高等学校	0855(52)5795	F0855(52)5212
9	明誠高等学校	0856(22)1052	F0856(22)8729
10	益田東高等学校	0856(23)3435	F0856(23)7003

専修学校

No	学校名	電話番号	FAX 番号
1	松江栄養調理製菓専門学校	0852(21)3018	F0852(21)3251
2	松江理容美容専門学校	0852(21)5707	F0852(21)2177
3	専門学校坪内総合ビジネスカレッジ	0852(26)8000	F0852(26)8500
4	浜田ビューティーカレッジ	0855(22)7130	F0855(22)7145
5	出雲コンピュータ専門学校	0853(72)2500	F0853(72)9633
6	専門学校島根 IT デザインカレッジ	0854(52)3200	F0854(52)3201
7	トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校	0853(22)9110	F0853(22)9191
8	松江総合医療専門学校	0852(88)3131	F0852(88)3322
9	松江看護高等専修学校	0852(21)0106	F0852(27)0261
10	島根県歯科技術専門学校	0852(24)2727	F0852(20)0133
11	島根リハビリテーション学院	0854(54)0001	F0854(54)0002
12	リハビリテーションカレッジ島根	0855(32)3260	F0855(32)3261
13	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター附属看護学校	0855(28)7788	F0855(28)7789
14	出雲医療看護専門学校	0853(25)7034	F0853(25)7074

各種学校

No	学校名	電話番号	FAX 番号
1	出雲自動車学校	0853(21)3531	F0853(21)3000
2	松江予備校	0852(21)3463	F0852(31)2881
3	坪内珠算学校	0852(25)1144	F0852(25)1145
4	清明理容学校	0855(45)8184	F0855(45)8185

社会福祉施設等対応マニュアル

1 目的

- 本マニュアルは、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画第3部第6章「まん延防止」及び第11章「保健」の実効性を確保するために必要な事項を定めるものである。
- また、初動期及び対応期においては、島根県保健医療福祉調整本部設置要綱（令和6年8月2日施行）第2条の規定に基づき島根県保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）及び島根県保健医療福祉地域調整本部（以下「地域調整本部」という。）が設置されていることを想定している。

2 準備期の対応

- 保健所、高齢者施設及び障がい者施設等の社会福祉施設等の所管課（以下「社会福祉施設等所管課」という。）は、施設における次の取組を支援する。
 - 「感染症対応力強化に係る研修・訓練の実施」
 - 「業務継続計画の策定」
 - 「医療機関との連携体制（ワクチン接種を含む。）の整備」
 - 「感染者発生時の対応体制（患者搬送を含む。）の整備」
 - 「集団感染発生時の対応体制の整備」
 - 「感染者の施設内療養体制の整備」 など
- 社会福祉施設等所管課は、集団感染の発生施設に対し、業務継続支援（介護職員の派遣等）及び感染拡大防止支援（DMATの派遣等）を実施する体制の整備を進める。

3 初動期の対応

- 調整本部及び地域調整本部は、施設に対し、施設内の感染症対策の徹底及び準備期に整備した体制の確認等を要請する。
- 調整本部は、集団感染の発生施設に対し、準備期に整備した体制に基づき、業務継続支援（介護職員の派遣等）及び感染拡大防止支援（DMATの派遣等）の実施について、必要な調整を行う。
- 地域調整本部は、施設での感染者の発生を探知した場合、感染者への適切な医療の提供及び感染症法に基づく措置を行うとともに、積極的疫学調査により得られた情報に基づき、感染拡大防止対策を行う。

4 対応期の対応

- 調整本部及び地域調整本部は、施設に対し、施設内の感染症対策の強化を要請する。
- 地域調整本部は、特措法によらない基本的な感染対策に移行した後も、感染者の施設での感染者発生を把握し、必要な感染拡大防止対策を行う。
- 調整本部は、集団感染の発生施設に対し、必要に応じ、業務継続及び感染拡大防止を支援する。(介護職員、DMAT 等の派遣等)

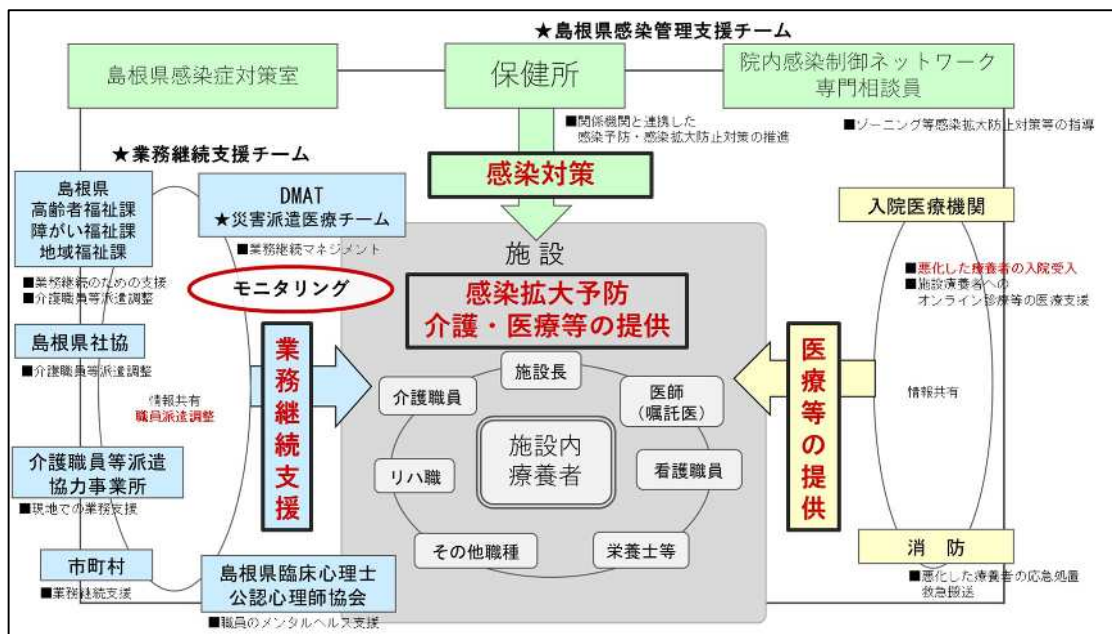
【参考】

「今般の新型コロナウイルス感染症対応の振返り」(健康福祉部作成) より

- 業務継続支援チーム・感染管理支援チームによる支援 (P. 18)
 - ・発生届を元に、高齢者施設等での感染者の発生を探知し、必要な調査・支援を実施
 - ・全数届出の見直しに伴い、施設内で感染者が 1 名でも確認された場合に県庁所管課及び管轄保健所に報告を求める体制を整備 (R4. 9～)
 - ・クラスターが発生した高齢者施設等に対し、業務継続支援チーム・感染管理支援チームによる支援を実施
- 高齢者施設等における検査 (P. 18)
 - ・施設で感染者が発生した際に重点的に幅広検査を実施 (R4. 7～)
 - ・施設の従事者等を対象に集中的な検査を実施 (R4. 11～)
- 平時の感染対策 (P. 18)
 - ・高齢者施設等に対し、感染対策の周知・啓発を実施
 - ・関係団体と連携等のもと、高齢者施設等の職員を対象に感染症対策研修を実施
 - ・施設入所者へのワクチン接種を勧奨

○感染対策に必要な衛生資材の供給 (P. 18)

- ・クラスター発生施設等に対し、衛生資材（マスク、ガウン、フェイスシールド、手袋等）の支援を実施



大規模集客施設等対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画第3部第6章（まん延防止）の実効性を確保するため、不特定多数の県民等が利用し、新型インフルエンザ等の感染拡大の場となることが想定される大規模集客施設等（※）における、基本的対処方針に基づいた、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生情報の変化に応じた対策の実施について、必要な事項を定めるものとする。

※大規模集客施設等・・・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第45条第2項に基づく使用の制限等の対象となる施設をいう。（表1のとおり）

2 各発生段階における対応

（1）準備期の対応

関係部局は、大規模集客施設等の設置者・管理者及び当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」）に対して、直接または事業者団体等を通じて、ア～イに記載する事項について要請を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務継続計画を策定する等の十分な事前の準備を行うこと

イ 従業員への新型インフルエンザ等に関する知識、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の周知

（2）初動期の対応

関係部局は、必要に応じ、関係部局は、直接または事業者団体等を通じ、施設管理者等に対して、ア～イに記載する事項について要請するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況、県の対応等に関する情報を提供する。

ア 業務継続計画に基づく施設運営体制の確認

イ 従事員への新型インフルエンザ等の発生状況、県の対応等に関する情報の周知と基本的な感染対策の勧奨

ウ 施設利用者への基本的な感染対策の勧奨

エ 時差出勤やテレワークの活用等の取組を推奨（必要に応じ、その徹底）

オ 当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理¹や受診の勧奨。

カ 施設における感染予防策の徹底

キ 各集客施設の運営状況の把握

(3) 対応期の対応

関係部局は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、直接または事業者団体等を通じ、施設管理者等に対して、ア～イに記載する事項を要請するとともに、引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況、県の対応等の情報を提供する。

- ア 従事員への新型インフルエンザ等の発生状況、県の対応等に関する情報の周知、基本的な感染対策の勧奨
- イ 施設利用者への基本的な感染対策の勧奨
- ウ 時差出勤やテレワークの活用等の取組を推奨（必要に応じ、その徹底）
- エ 当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診の勧奨。
- オ 職場における感染予防策の徹底
- カ 各集客施設の運営状況の把握

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

基本的対処方針に基づき、必要に応じて、以下のとおり対応する。

- ア 本県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する必要が認められると判断した場合、特措法第 24 条第 9 項に基づき、基本的対処方針において示される感染対策の徹底（入場者の制限や消毒設備の設置など特措法第 45 条第 2 項に定める使用制限以外の柔軟な措置等）に係る措置について要請を検討、実施する。
- イ 特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設（1,000 m²超）に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を検討、実施する。
- ウ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止しするために特に必要があると認められる場合には、特措法第 45 条第 3 項に基づき指示を検討、実施する

また、関係部局は、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染対策に移行する状況となった場合、県内の大規模集客施設等の運営状況を把握するとともに、国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、必要に応じ、大規模集客施設等の設置者・管理者に対して、実施した対策の縮小・解除や新型インフルエンザ等の発生状況、県の対応等に関する情報を提供する。

(表 1) 使用の制限等の対象となる施設

- i 学校（iiiに掲げるものを除く。）
- ii 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

iii 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設

iv 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

v 集会場又は公会堂

vi 展示場

vii 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器、個人防護具（感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する個人防護具をいう。）その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）

viii ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

ix 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

x 博物館、美術館又は図書館

xi キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

xii 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

xiii 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

xiv 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（xiに該当するものを除く。）

※ i、ii の具体的な対象施設については別紙 1 を参照。

※ iii～xiv の施設については、1,000 m²超の施設が対象。

※ iii～xiv の施設であって 1,000 m²以下の施設についても、まん延防止の目的が達成できない差し迫った状況が認められる場合には、特措法施行令第 11 条第 1 項第 15 号の規定に基づき、厚生労働大臣が特に定めたカテゴリーの施設は、基本的対処方針を改め、特措法第 45 条の規定に基づき施設の使用制限等の要請等を行う。なお、厚生労働大臣が対象施設を定める際は、新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴いた上で判断する。

別紙 1

施設使用制限の要請等の対象である i、ii の施設一覧

	施設の種類	根拠規定
i 学校（ii に掲げるものを除く。）		
1	幼稚園	学校教育法第1条
2	小学校	学校教育法第1条
3	中学校	学校教育法第1条
4	高等学校	学校教育法第1条
5	中等教育学校	学校教育法第1条
6	特別支援学校	学校教育法第1条
7	高等専門学校	学校教育法第1条
8	専修学校（高等課程に限る。）	学校教育法第124条
9	幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項
ii 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）		
1	生活介護事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項
2	短期入所事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項
3	重度障害者等包括支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第9項
4	自立訓練（機能訓練）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項
5	自立訓練（生活訓練）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項
6	就労移行支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項
7	就労継続支援（A型）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項
8	就労継続支援（B型）事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項
9	児童発達支援を行う施設	児童福祉法第6条の2の2第2項
10	放課後等デイサービスを行う施設	児童福祉法第6条の2の2第3項
11	地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号
12	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法第31条
13	盲人ホーム	昭和37年2月27日付社発第109号厚生省社会局長通知別紙「盲人ホーム運営要綱」
14	日中一時支援事業を行う施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第5項、平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙「地域生活支援事業実施要綱」
15	通所介護を行う施設	介護保険法第8条第7項
16	通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第8条第8項
17	短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第8条第9項
18	短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条第10項
19	特定施設入居者生活介護（短期利用に限る）を行う施設	介護保険法第8条第11項
20	地域密着型通所介護	介護保険法第8条第17項
21	認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条第18項
22	小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条第19項
23	認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）を行う施設	介護保険法第8条第20項
24	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用に限る）を行う施設	介護保険法第8条第21項
25	複合型サービスを行う施設	介護保険法第8条第23項
26	介護予防通所リハビリテーションを行う施設	介護保険法第8条の2第6項
27	介護予防短期入所生活介護を行う施設	介護保険法第8条の2第7項
28	介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護保険法第8条の2第8項
29	介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	介護保険法第8条の2第13項
30	介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法第8条の2第14項
31	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）を行う施設	介護保険法第8条の2第15項
32	地域支援事業を行う施設	介護保険法第115条の45
33	老人デイサービス事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第3項
34	老人短期入所事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第4項
35	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第5項
36	複合型サービス福祉事業を行う施設	老人福祉法第5条の2第7項
37	老人デイサービスセンター	老人福祉法第20条の2の2
38	老人短期入所施設	老人福祉法第20条の3
39	授産施設	生活保護法第38条第5項 社会福祉法第2条第2項第7号
40	ホームレス自立支援センター	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第3条
41	放課後児童健全育成事業を行う施設	児童福祉法第6条の3第2項
42	保育所	児童福祉法第39条
43	児童館	児童福祉法第40条
44	認可外保育所	児童福祉法第59条の2

外来医療提供体制整備マニュアル

1 目的

- 本マニュアルは、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画第3部第8章「医療」の実効性を確保するために必要な事項を定めるものである。
- また、初動期及び対応期においては、島根県保健医療福祉調整本部設置要綱（令和6年8月2日施行）第2条の規定に基づき島根県保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）が設置されていることを想定している。

2 外来医療提供体制

- 発熱外来を行う協定締結医療機関により対応する。
- 島根県感染症予防計画（令和6年度改定）において、発生段階に応じて発熱外来を行う協定締結医療機関数の目標値や外来医療提供体制の整備想定を設定している。
- 島根県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）に基づき、発生段階や感染拡大のフェーズ等に応じて外来医療提供体制を整備する
（目標値） 流行初期：30 機関、流行初期以降：319 機関
（整備想定） 別紙のとおり。

3 準備期の対応

- 薬事衛生課は、予防計画に基づき、感染症指定医療機関及び発熱外来を行う協定締結医療機関（感染症指定医療機関を含む。以下同じ。）を確保する。
- 薬事衛生課は、発熱外来を行う協定締結医療機関に対し、PCR検査機器等の整備を支援することにより、当該医療機関の感染症対応力の強化を推進する。
- 薬事衛生課は、発熱外来を行う協定締結医療機関の情報を一元管理し、保健所等と共有する。
- 薬事衛生課は、発熱外来を行う協定締結医療機関における協定締結事項（医療機関内での研修・訓練の実施、個人防護具の備蓄）の実施状況を確認する。
- 医療政策課は、臨時の医療施設の設置・運営等の方法を整理する。
- 薬事衛生課は、相談・受診までの流れを整理する。

4 初動期の対応

- 調整本部は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に、感染症指定医療機関（8機関）に対し、患者の受入体制の整備を要請する。
- 調整本部は、対応期に備え、流行初期に発熱外来を行う協定締結医療機関に対し、患者の受入体制の整備を要請する。

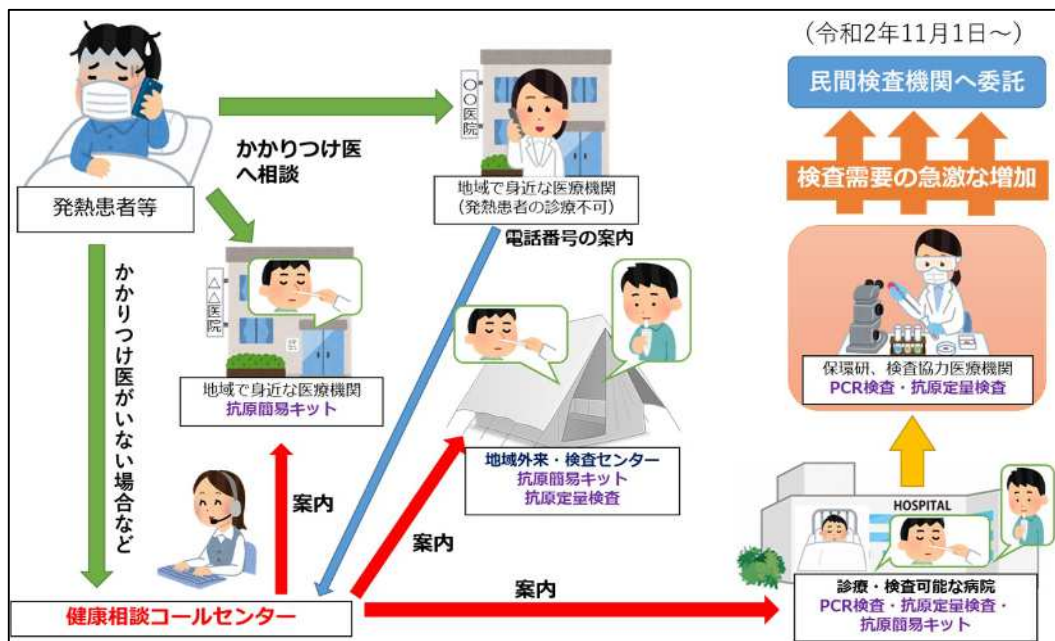
5 対応期の対応

- 調整本部は、流行初期以降に発熱外来を行う協定締結医療機関に対し、患者の受入体制の整備を要請する。
- 調整本部は、発熱外来を行う協定締結医療機関について、段階的に体制を拡充し、公表後3ヶ月以内に30機関、公表後6ヶ月以内に319機関を整備する。
- 調整本部は、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握する。

【参考】

「今般の新型コロナウイルス感染症対応の振り返り」（健康福祉部作成）より

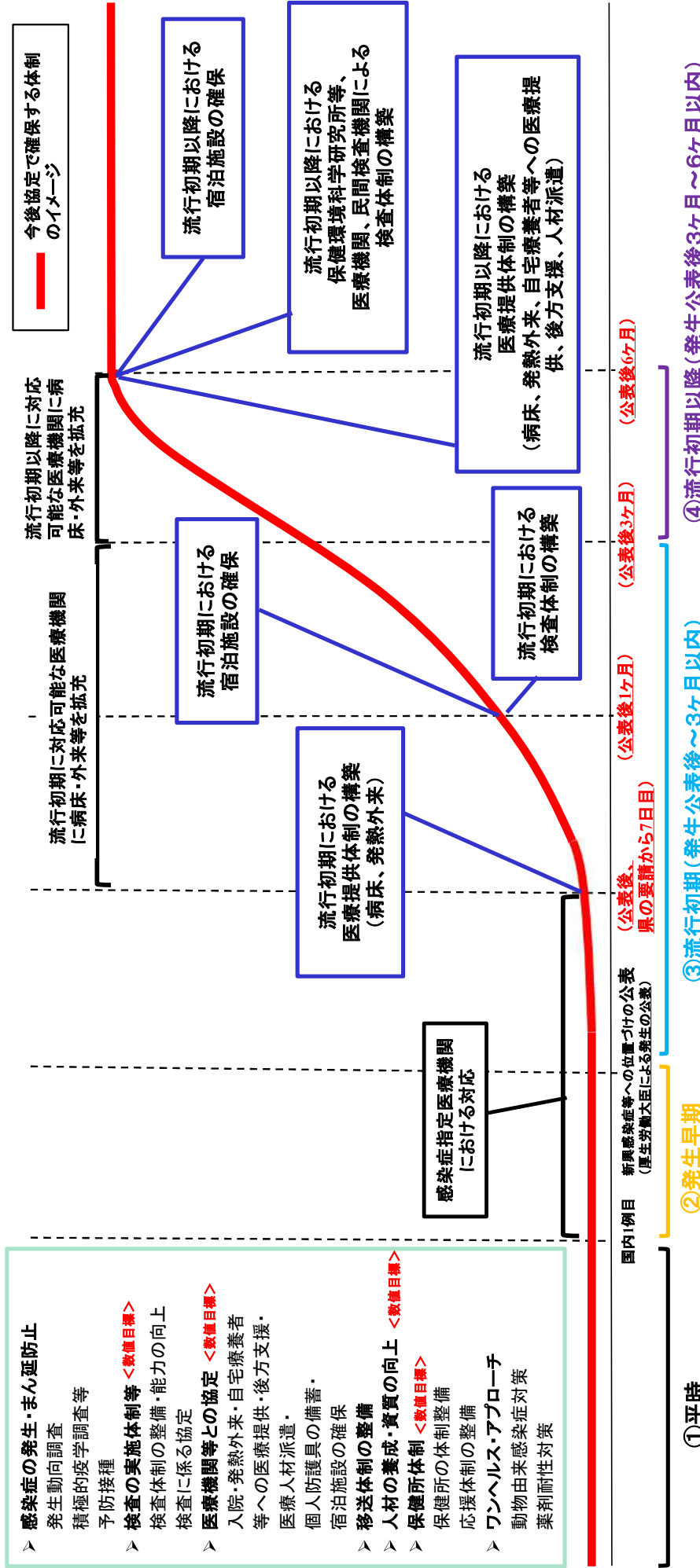
- 受診・検査体制フローを策定し運用（P.9）



○医療機関の支援及び負担軽減のために実施した取組 (P. 12)

- ・ 個人防護具・抗原検査キットの配布
- ・ 設備整備の補助
- ・ 「効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策の徹底について」(国事務連絡) の周知
- ・ 「みなし陽性」の対応開始 (R4. 7～)
 - ※同居家族等の濃厚接触者が有症状となった場合に、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断することを可能とする対応
- ・ 発生届出の簡略化 (R4. 8～)
- ・ 医師を配置した「しまね陽性者登録センター」の設置 (R4. 12～)

【県感染症予防計画】



準備期

初動期(A)

対応期(B～D)

A 感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時期

B 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期

C-1 国内で感染が拡大し、病原体の性状に応じて対応する時期

C-2 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

D 特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期

入院医療提供体制整備マニュアル

1 目的

- 本マニュアルは、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画第3部第8章「医療」の実効性を確保するために必要な事項を定めるものである。
- また、初動期及び対応期においては、島根県保健医療福祉調整本部設置要綱（令和6年8月2日施行）第2条の規定に基づき島根県保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）が設置されていることを想定している。

2 入院医療提供体制

- 病床確保を行う協定締結医療機関により対応する。
- 島根県感染症予防計画（令和6年度改定）において、発生段階に応じて病床確保を行う協定締結医療機関数の目標値や入院医療提供体制の整備想定を設定している。
- 島根県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）に基づき、発生段階や感染拡大のフェーズ等に応じて入院医療提供体制を整備する
(目標値) 流行初期：48床（うち、重症者用3床）
流行初期以降：357床（うち、重症者用8床）
(整備想定) 別紙のとおり。

3 準備期の対応

- 薬事衛生課は、予防計画に基づき、感染症指定医療機関及び病床確保を行う協定締結医療機関（感染症指定医療機関を含む。以下同じ。）で病床を確保する。
- 薬事衛生課は、病床確保を行う協定締結医療機関に対し、個室病床の整備及びPCR検査機器等の整備を支援することにより、当該医療機関の感染症対応力の強化を推進する。
- 薬事衛生課は、病床確保を行う協定締結医療機関の情報を一元管理し、保健所等と共有する。
- 薬事衛生課は、年1回程度、病床確保を行う協定締結医療機関における協定締結事項（医療機関内での研修・訓練の実施、個人防護具の備蓄）の実施状況を確認する。
- 薬事衛生課は、相談・受診・入院までの流れを整理する。
- 薬事衛生課は、患者の入院調整を実施する組織（以下「入院調整本部」という。）を設置するための体制を整備する。

4 初動期の対応

- 調整本部は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に、感染症指定医療機関（8機関）に対し、患者の受入体制の整備を要請する。
- 調整本部は、対応期に備え、流行初期に病床確保を行う協定締結医療機関に対し、患者の受入体制の整備を要請する。
- 調整本部は、入院調整本部を設置する。
- 入院調整本部は、病床の稼働状況等を踏まえ、感染症指定医療機関及び病床確保を行う協定締結医療機関への患者の入院調整を行う。

5 対応期の対応

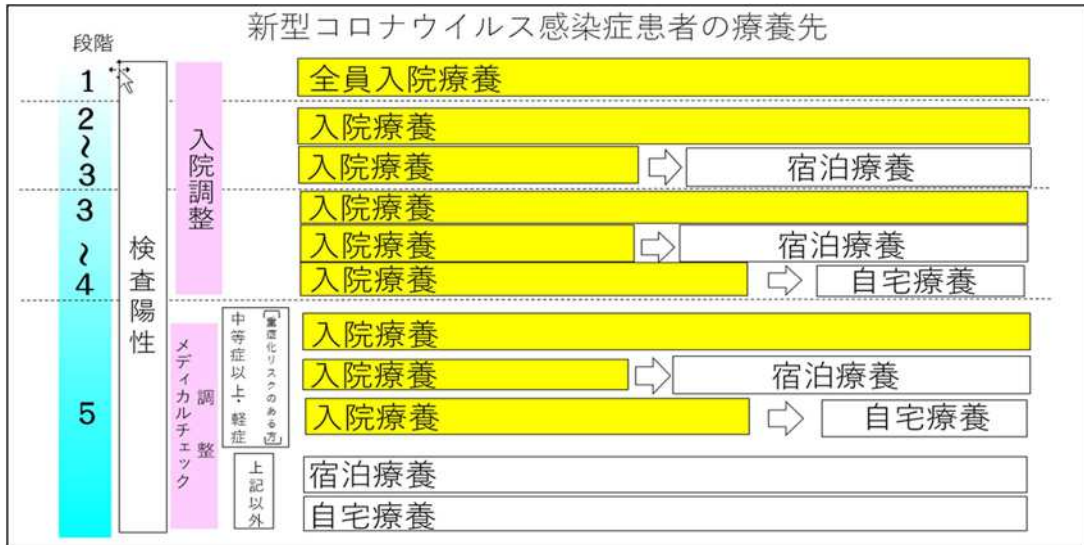
- 調整本部は、流行初期以降に病床確保を行う協定締結医療機関に対し、患者の受入体制の整備を要請する。
- 調整本部は、病床確保を行う協定締結医療機関について、段階的に体制を拡充し、公表後3ヶ月以内に48床（うち、重症者用3床）、公表後6ヶ月以内に357床（うち、重症者用8床）を整備する。
- 調整本部は、感染症指定医療機関及び病床確保を行う協定締結医療機関における病床稼働状況、病床使用率及び重症者用病床使用率等の情報を把握し、入院調整本部に入院調整に必要な情報を提供する。
- 入院調整本部は、患者の療養先の振り分けや入院調整を行う。

【参考】

「今般の新型コロナウイルス感染症対応の振り返り」（健康福祉部作成）より

- 島根県広域入院調整本部（P. 13）
 - ・ 県内病院のDMATが参画した組織
 - ・ 原則全員入院の方針時は、患者の状態や病床稼働状況等をもとに、入院調整を実施
 - ・ 宿泊療養・自宅療養の運用開始以降は、患者を診察した医療機関が入院要否判断を実施し、入院・宿泊療養・自宅療養へ振り分け
 - ・ 医療機関での入院要否判断業務の負担が増大したため、本部が入院要否判断を実施し、入院・宿泊療養・自宅療養へ振り分け
 - ・ 入院要否判断業務を円滑に実施するため、専用のシステムを開発

○段階別の療養先 (P. 13)



1 目的

島根県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき対応期において運用される自宅療養に関し、医療体制の整備、健康観察、生活支援等について整理する。

2 対応期ごとの対応

(1) 準備期

- 健康福祉部は、自宅療養等（自宅療養者・宿泊療養者・高齢者福祉施設の療養者。以下「自宅療養者等」という。）について、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、地域の実情に応じた機動的な運用を行う体制を整備する。
- 健康福祉部は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関（病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所。以下、「協定締結医療機関」という。）における自宅療養者等に対する医療提供（往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等）が適切に行われるよう体制を整備する。
- 健康福祉部は、自宅療養者等への支援に関し、必要に応じ市町村との連携方法の整理や業務委託に係る検討を行う。

(2) 初動期

- 調整本部は、自宅療養者等への支援に関し、必要に応じ市町村との連携方法の確認や業務委託に向け準備する。

(3) 対応期

① 自宅療養者への医療を提供する協定締結機関への要請

- 調整本部は、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。

② 健康観察の実施

- 保健所は、自宅療養者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託や市町村の協力を得つつ、架電その他の方法により定められた期間の健康観察を行う。
- 保健所は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察については、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用する。この場合は、症状が急変した時に速やかに医療機関での受診が可能となるよう、あらかじめ当該患者に、体調悪化時の連絡先等を伝えておく。
- 保健所は、自宅療養において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制（配布方法等）を確保する。

③ 患者等の日常生活に必要なサービス等の提供

- 調整本部は、必要に応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を市町村と共有し、市町村と協力して当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供や物品の支給に努める。

④ 市町村に対する情報提供

- 調整本部は、患者等に対して食事の提供等や健康観察等について、市町村の協力を得て実施する場合は、県が感染症サーベイランスシステムにより把握・管理している情報のうち、当該者に係る氏名、住所、年代、重症度、確定診断日、連絡先など、必要な個人情報を当該者が居住する市町村に提供する。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対応の振り返り資料抜粋

1-13 島根県広域入院調整本部のこれまでの取組①

◆入院調整について

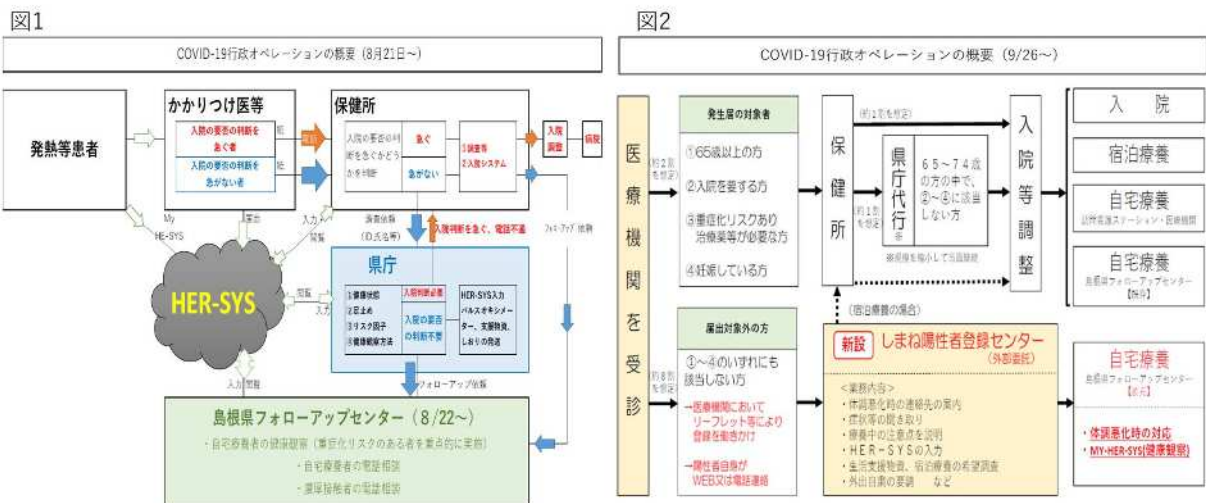
- ・R2.3.26、県内病院から派遣されるDMATが参画する島根県広域入院調整本部を設置した。
- ・県内病院参加のweb会議を開催することにより、県内・圏域内病院間の連携を図った。(令和2年度～R5.4:156回開催)
- ・第1波～第4波では陽性者は原則全員入院の方針に基づき、原則、全ての陽性者の入院調整を広域入院調整本部が行った。これにより、特定の圏域で感染が拡大した際も、圏域をまたぐ広域的な入院調整により、遅滞なく円滑に陽性者が入院することができた。
- ・第5波における陽性者増を受け、8月下旬～9月中旬の間、入院せずに自宅療養、宿泊療養を可能とした。その間は、病院の外来受診によるメディカルチェックを実施することで、入院の要否を判断した。メディカルチェックを実施したことで病床の逼迫を抑えることができたが、メディカルチェックを実施した病院の負担が大きく、以降の課題となった。
- ・R3.9月上旬～R4.1月上旬までは、陽性者が減少していたため、再度、原則全員入院としていたが、第6波における陽性者増を受け、入院せずに自宅療養、宿泊療養を可能とした。これ以降、広域入院調整本部に参画するDMATが実施するメディカルスクリーニングにより、重症化リスク及び症状を総合的にみて入院が必要と判断された陽性者を入院とすることとした。
- ・R4.5からは、独自に開発したメディカルスクリーニングのシステムにより、第7波以降の陽性者の急増に対応できた。
- ・また、感染拡大中はコロナ陽性者を受入れた病院に入院中の一般患者を、確保病床を持たない病院へ転院させるなど、圏域内でコロナ受入れ、後方支援といった役割分担を行い、対応した。



1-16 自宅療養者への支援

- ・令和3年8月(第5波)において、患者全員を入院させるという方針を変更し、令和3年8月16日から自宅療養を開始。自宅療養者の支援として患者に対して、保健所の健康観察や訪問看護ステーション(延べ181事業者と委託契約)による主に電話を用いた健康観察、医療機関(県医師会へ委託)による医学管理を実施。また、生活支援物資の調達・配送についても実施(延べ配送数約21,000個)
- ・令和4年7月(第7波)において、保健所において厚生労働省が開発・運用しているシステムMY HER-SYSを用いた健康観察の運用を拡大。さらに、令和4年8月22日からは健康観察フォローアップセンターを開設(委託)し、一部の患者を除き、自宅療養者の健康観察をフォローアップセンターで実施。
- ・令和4年9月26日から発生届の対象者が限定されたことに伴い、しまね陽性者登録センターを開設。発生届の対象外の患者が医療機関にて陽性判定を受けた後に保健所を介せず健康観察等のサポートを受けるための陽性者登録センターに登録する仕組みを構築した。
- ・令和4年12月9日からは、陽性者急増に伴う医療機関の負担を軽減することを目的に、検査キットや無料検査場にて陽性が確認された患者について、医療機関を受診せずに陽性者登録センターに登録できる仕組みを追加。委託している陽性者登録センターに医師を配置

1-24 保健所における新型コロナ患者対応フロー(発生～療養開始まで)



患者移送マニュアル

1 目的

- 本マニュアルは、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画第3部第8章「医療」及び第11章「保健」の実効性を確保するために必要な事項を定めるものである。
- また、初動期及び対応期においては、島根県保健医療福祉調整本部設置要綱（令和6年8月2日施行）第2条の規定に基づき島根県保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）及び島根県保健医療福祉地域調整本部（以下「地域調整本部」という。）が設置されていることを想定している。

2 準備期の対応

- 薬事衛生課は、消防機関、自衛隊等の関係機関及び防災部局等の庁内関係部局（以下「関係機関等」という。）と連携の上、患者移送の実施手順を策定し、保健所等と共有するとともに、必要な車両及び資機材（アイソレータールーム）の確保並びに業務の外部委託等により患者移送体制を整備する。
- 保健所は、消防機関との連携、患者移送業務担当者の人選、研修・訓練の実施及び患者移送に必要な資機材の確保等により患者移送体制を整備する。

3 初動期の対応

- 調整本部及び地域調整本部は、準備期に整備した患者移送体制を確認し、必要に応じ、患者移送体制の見直しを行う。
- 調整本部及び地域調整本部は、関係機関等と連携を図り、患者移送に係る調整を行う。

4 対応期の対応

- 調整本部及び地域調整本部は、関係機関等と連携の上、患者を移送する。
- 調整本部は、必要に応じ、移送業務の外部委託を拡充する等、移送体制の見直しを行う。

検体採取・搬送マニュアル

1 目的

- 本マニュアルは、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画第3部第10章「検査」及び第11章「保健」の実効性を確保するために必要な事項を定めるものである。
- また、初動期及び対応期においては、島根県保健医療福祉調整本部設置要綱（令和6年8月2日施行）第2条の規定に基づき島根県保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）及び島根県保健医療福祉地域調整本部（以下「地域調整本部」という。）が設置されていることを想定している。

2 本マニュアルの対応

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の規定に基づき実施する検査（行政検査）とする。

3 準備期の対応

- 薬事衛生課は、保健環境科学研究所と連携し、検体採取・搬送（以下「検体採取等」という。）の実施手順の策定、検体採取等に必要な資機材の保健所への配備、検体搬送業務の外部委託等により検体採取等の体制を整備する。
- 保健所は、検体採取等業務担当者の人選、研修・訓練の実施及び検体採取等に必要な資機材の確保等により検体採取等の体制を整備する。
- 保健環境科学研究所は、検査を円滑に実施できるよう、検査に必要な設備及び資機材の確保並びに職員の研修・訓練により検査体制を整備する。

4 初動期の対応

- 調整本部及び地域調整本部は、準備期に整備した検体採取等体制を確認し、必要に応じ、検体採取等体制の見直しを行う。
- 地域調整本部は、保健環境科学研究所と連携し、感染症指定医療機関、流行初期に発熱外来を行う協定締結医療機関及び流行初期に病床確保を行う協定締結医療機関に対し、検体の種類・保管方法等を周知するとともに、検体採取等に必要な資機材を配備する。

5 対応期の対応

- 地域調整本部は、保健環境科学研究所と連携し、流行初期以降に発熱外来を行う協定締結医療機関及び流行初期以降に病床確保を行う協定締結医療機関に対し、検体の種類・保管方法等を周知するとともに、検体採取等に必要な資機材を配備する。
- 調整本部は、必要に応じ、検体採取等業務の外部委託を拡充する等、検体採取等の体制の見直しを行う。

事業者における感染予防・拡大防止対策及び事業継続計画策定推進マニュアル

1 目的

新型インフルエンザ等の流行時においては、国の示す方針などを踏まえ、人同士の接触機会を低減させるなどの対応が必要となる場合がある。事業者においては、従業員等の健康を第一に考えるとともに、可能な限り感染拡大による取引先や顧客などを含めた社会・経済的な影響を減じるため、事前に新型インフルエンザ等を想定した事業継続計画（Business Continuity Plan：以下「BCP」という。[重要業務の継続・業務の縮小を含む]）を策定し、周到な準備を行うことが求められる。また、感染症の発生時にはBCPに基づいて冷静に行動することが必要である。このため、県は、市町村・関係団体と連携し、事業者における新型インフルエンザ等の感染予防・拡大防止対策や、BCPの策定の推進を図る。

2 事業者に求められる取り組み

- (1) 新型インフルエンザ等対策の体制の確立
- (2) 職場における感染予防・拡大防止対策の実施
- (3) 新型インフルエンザ等の発生に備えたBCPの策定・実施

3 各段階における対応

(1) 準備期の対応

①情報収集・提供

新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、適宜、事業者、市町村や関係団体に情報提供を行う。

②感染予防・拡大防止対策の推進

新型インフルエンザ等について、市町村や関係団体と連携し研修会を開催するなどにより、事業者に、感染予防・拡大防止対策の重要性を認識してもらうとともに、事業者における感染予防物品（マスク、手袋等）の備蓄を推進する。

併せて、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤、取引先との情報共有、事業活動の自粛等、感染拡大防止に必要な対策等の準備を検討するよう勧奨する。

③BCP策定・見直しの推進

事業者は、県民生活への影響や従業員等への感染拡大防止の観点、また、事業者自体の経営面への影響等から、新型インフルエンザ等発生時の対応のためのBCPを策定することが求められる。

特に、新型コロナウイルス感染症発生時の国による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などのような、事業者の事業継続に与える影響が大きい事項やリスクをあらかじめ想定し、影響度評価を行って、経営資源（ヒト・モノ・情報・資金）への事前対策をする必要がある。

このため、市町村や関係団体と連携し、研修会を開催するとともに、専門家派遣事業などにより外部アドバイザー事業や副業・兼業人材などの活用を促しながら、BCPの策定を推進する。

また、既にBCPを策定している事業者に対しても、実際の対応事例等をもとに、研修

会などをとおして、適宜、BCPの見直しを促す。

(2) 初動期の対応

①情報収集・提供・交換

国の示す方針や新型インフルエンザ等の感染情報を収集し、適宜、事業者、市町村や関係団体に情報提供を行うとともに、必要に応じて市町村や関係団体に対して、事業者の状況について報告を求め、情報交換を行う。

②職場における感染予防・拡大防止対策の実施

市町村や関係団体を通じ、事業者に対して、従業員等の健康管理の徹底、職場における感染予防策の徹底とともに、必要に応じて、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤、取引先との情報共有、事業活動の自粛等、感染拡大防止に必要な対策等の準備を要請する。

また、従業員等のマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、感染症の症状が認められた従業員の受診の勧奨を要請する。

併せて、海外勤務、海外出張する従業員等がいる場合には、感染予防・拡大防止対策として、必要に応じて以下の取組等の検討を要請する。

- ・現地の状況に応じ、患者発生国・地域に駐在する従業員等の退避
- ・患者発生国・地域への出張の自粛

③BCPの実施の要請

市町村や関係団体を通じ、事業者に対して、社内での対応方針や勤務体制の確認など、各事業者が定めたBCPの実施を要請する。

④経済支援対策等の検討

関係団体に対して、特別相談窓口の設置など、事業者に対する相談体制を整備するよう要請するとともに、市町村と連携して新型インフルエンザ等による生産の一時停止や営業の自粛等により損失が発生している事業者からの相談に応じる。

県は、事業者の状況に応じて、必要な経済支援対策（資金繰り、感染予防に資する環境整備・設備導入、新事業展開や事業変革等への支援）等について検討する。

(3) 対応期の対応

①情報収集・提供・交換

国の示す方針や新型インフルエンザ等の感染情報を収集し、適宜、事業者、市町村や関係団体に情報提供を行う。また、特別相談窓口を運営し、必要に応じて市町村や関係団体に対して、事業者の状況について報告を求め、情報交換を行う。

②職場における感染予防・拡大防止対策の実施

市町村や関係団体を通じ、事業者に対して、引き続き従業員等の健康管理の徹底、職場における感染予防策の徹底とともに、必要に応じて、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤、取引先との情報共有、事業活動の自粛等、感染拡大防止に必要な対策等の実施を要請する。

また、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染

対策等を強く勧奨する。また、感染症の症状が認められた従業員の受診の勧奨を要請する。

併せて、海外勤務、海外出張する従業員等がいる場合には、感染予防・拡大防止対策として、必要に応じて以下の取組等を要請する。

- ・現地の状況に応じ、患者発生国・地域に駐在する従業員等の退避
- ・患者発生国・地域への出張の自粛

③BCPの実施の要請

市町村や関係団体を通じ、事業者に対して、必要に応じて取引先等への対応や業務の一部縮小・中止など、各事業者が定めたBCPの実施を要請する。

④業務の再開

国の示す方針に基づき、市町村や関係団体を通じ、事業者に対して、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。

⑤経済支援対策等の実施・周知

新型インフルエンザ等により生産の一時停止や営業の自粛等により損失が発生している事業者に対する相談に応じるとともに、経済支援対策（資金繰り、感染予防に資する環境整備・設備導入、新事業展開や事業変革等への支援）等について、ホームページや市町村・関係団体等を通じて情報提供する。

⑥BCPの見直しの推進

次の流行に備え、事業者が、実際の対応や被害等の評価・分析を行い、必要に応じてBCPを見直しできるように、市町村や関係団体と連携して、研修会の開催や、専門家派遣事業などにより外部人材活用の促進などに取り組む。

<各段階における対応一覧>

	準備期	初動期	対応期
情報収集・提供・交換	・新型インフルエンザ等に関する情報収集・情報提供	・国の方針や新型インフルエンザ等の感染情報を収集し、市町村・関係団体を通じて事業者へ情報提供 ・必要に応じて、市町村・関係団体から事業者の状況報告、情報交換	・特別相談窓口の運営 ・感染情報を収集し、市町村・関係団体を通じて事業者へ情報提供 ・必要に応じて、市町村・関係団体から事業者の状況報告、情報交換
感染予防・拡大防止対策の周知・実施要請	・研修会の開催などによる普及啓発（感染予防・拡大防止対策の重要性の認識、備蓄品等の推進）	・感染予防対策の実施の要請 ・海外勤務・海外出張者に対する対策の検討の要請	・感染予防対策の実施の要請 ・海外勤務・海外出張者に対する対策の要請
BCP策定の推進	・研修会の開催などによる普及啓発 ・専門家派遣事業などによる外部人材活用の促進 ・実際の対応例などの情報提供	・BCPの実施の要請	・国の方針に基づき、業務を縮小 (感染症収束後) ・中止していた業務の再開の周知・BCPの実施の要請、見直しの推進
経済対策等の検討・実施	-	・特別相談窓口の設置など、事業者からの相談体制の整備 ・損失等が発生している事業者への相談対応 ・経済支援対策の検討	・損失が発生している事業者への相談対応 ・経済支援対策の実施・周知

ライフライン事業者対応マニュアル (上下水道、ガス、電気、石油、通信、金融、貨物運送)

1 目的

このマニュアルは、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画第3部第13章（県民生活及び県民経済の安定の確保）の実効性を確保するため、ライフラインの安定供給を担う事業者（以下「事業者」）との情報共有や必要な対策の依頼等について、定めるものとする。

2 各発生段階における対応

(1) 準備期の対応

関係部局は事業者及び関係団体との連絡体制を確認するとともに、直接または事業者団体を通じ、事業者に対して、アからオを踏まえ業務継続計画等を策定するよう依頼する。

ア 危機管理体制の整備および必要資源の確保

イ マスク等必要な物資の備蓄

ウ 職場内での感染拡大防止策の検討、新型インフルエンザ等と疑われる症状を呈した職員が確認された際の対応

エ 従業員に対する啓発、訓練の実施、必要に応じた対策の見直し

(2) 初動期の対応

ア 関係部局は、直接または事業者団体を通じ、各ライフラインの稼動状況を確認する。

イ 関係部局は、直接または事業者団体を通じ、事業者に対して、事業継続のため、(ア)～(カ)について要請するとともに新型インフルエンザ等対策本部の新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。

(ア) 業務継続計画に基づく危機管理組織の設置準備

(イ) 重要業務の選定及び業務継続に必要な人員体制等の準備

(ウ) 換気、マスクの着用、手洗いの徹底、新型インフルエンザ等と疑われる症状を呈した職員の出勤停止措置、職員の不要不急な外出の自粛要請など感染予防対策の強化

(エ) 海外出張及び勤務者、発生地域出張者等への適切な対応

(オ) 国（内閣官房、厚生労働省、経済産業省等）及び県が発する新型インフルエンザ等情報への注意

(3) 対応期の対応

ア 関係部局は、直接または事業者団体を通じ、各ライフラインの稼動状況を確認する。

イ 関係部局は、直接または事業者団体を通じ、事業者に対して、事業継続のため、(ア)～(カ)について要請するとともに新型インフルエンザ等対策本部の新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。

(ア) 重要業務の選定及び業務継続に必要な人員体制等の準備

- (イ) 職員間の接触を可能な限り避ける、新型インフルエンザ等と疑われる症状を呈した職員の出勤停止措置、職員の不要不急な外出の自粛要請など感染予防対策の更なる強化
 - (ウ) 発生地域への出張者等に対する適切な対応
 - (エ) 国（内閣官房、厚生労働省、経済産業省等）及び県が発する新型インフルエンザ等情報への注意
 - (オ) 事業を一部縮小する場合の県民への適切な情報提供
- ウ 関係部局は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定地方公共機関に対して、(ア)及び(イ)について要請する。
- (ア) 食料品等の緊急物資の輸送
 - (イ) 医薬品又は医療機器の配送
- エ 関係部局は、運送事業者である指定地方公共機関に対して、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、特措法第54条第3項に基づき、運送又は配送を指示する。
- オ 流行状況が収束し、新型インフルエンザ等対策特別措置法によらない基本的な感染対策に移行する状況となった場合、関係部局は、直接または事業者団体を通じ、各ライフラインの稼働状況を確認し、必要に応じ、事業者に対して、国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、実施した対策の縮小又は解除を求めるとともに、新型インフルエンザ等の発生状況、県の対応等に関する情報を提供する。

(参考) 各部局の役割分担（「島根県新型インフルエンザ等対策行動計画」より）

防 災 部	ライフライン(電気、ガス、油類)の機能確保に関すること
地域振興部	ライフライン(通信、公共交通)の機能確保に関すること
健康福祉部	ライフライン(水道等)の機能確保に関すること
農林水産部	ライフライン(金融)の機能確保に関すること
商工労働部	ライフライン(金融)の機能確保に関すること
土 木 部	ライフライン(下水道)の機能確保に関すること

企業局におけるライフラインの機能確保マニュアル

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、感染の拡大を防止することにより、社会機能の低下を最小限に留めることが求められ、なかでも、ライフラインの機能確保は、県民生活や企業活動を維持するうえで重要である。島根県企業局では、電気事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業を担うライフライン事業者として、新型インフルエンザ等の発生時においても、その供給に支障をきたすことがないように、業務継続計画を策定し、必要な対応及び措置等を行う。

2 各段階における対応

(1) 各段階共通の対応

- ア 局内所管課等との連絡調整を行う。
- イ 対応状況及び業務運営状況を危機管理対策本部及び関係機関等へ報告する。

(2) 準備期

新型インフルエンザ等を覚知する以前まで、以下の対応を講じる。

ア 局内における危機管理体制の整備

- (ア) 対策本部の設置や情報連絡体制の確立等について整備する。
 - ・企業局内への対策本部の設置
 - ・新型インフルエンザ等の対策にあたる作業班の設置
 - ・関係市町村、産業医および近隣の医療機関等との連絡体制の確立
 - ・職場内の連絡網及び情報連絡体制の確立
 - ・訓練等の実施

(イ) 局内における当面の対応方針等を検討する。

イ 情報収集及び周知方法の確立

必要に応じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報（国等から出される勧告・通知等）を収集し、事業者団体、関係企業等と情報交換を行う。

また、必要に応じて、本計画等の見直しを行うとともに、職員等に迅速かつ適切に周知し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有化を図る。

ウ 新型インフルエンザ等の流行時の業務継続体制の検討

局内において、職員等が欠勤した場合に備え、関係事業者や補助要員を含めて業務継続体制について、事業ごとに検討を行い、次に掲げる対策の検討や計画策定を行う。

- (ア) 業務継続に必要な機能、業務、設備及びその他リソースの検討
 - ・業務継続のために必要な部署の特定及びこれらの部署に対する感染予防策の検討
 - ・業務継続のために必要な業務及び交代・補助要員の確保の検討と当該従事者等の勤務態勢の検討
 - ・業務継続に必要な代替意志決定システムの検討
- (イ) 職場内での感染拡大防止策の検討、疑い例が確認された際の対応の確認
- (ウ) 上記及びその他業務継続のための対策の検討とこれに基づく職員の訓練、必要に応

じた対策の見直し

・浄水場、発電所等の運転管理業務要員リストの作成

- ・感染拡大による要員不足の事態を想定。
- ・退職者及び他部局等への転出者についても検討。
- ・人事異動の状況等を踏まえて、適時、情報の更新を図る。

・優先業務の検討

水の安定供給に最低限必要な業務等についてあらかじめ検討し、新型インフルエンザ等の発生が確認され、要員の不足が生じた際にも水の安定供給ができるようにする。

・委託業者等との体制整備

委託業者等との間でライフライン機能維持のために必要な要員の確保及び業務の継続に関する体制について、あらかじめ定めておく。

・水道用薬品の供給体制

浄水処理の過程において使用する水道用薬品について、優先的に供給が得られるよう事前に関連業者等との協力体制を構築しておく。

エ 職員等への感染の予防のための局内における事前の措置

職員等の感染防止に対する意識を高めるため、以下の措置を講じる。

(ア) 手洗いを励行する。

(イ) 職員等に対し、感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう、健康教育を行う。

(ウ) 職員等の海外渡航に係る情報について把握する仕組みを構築する。

(エ) 新型インフルエンザ等の発生を想定し、以下の業務形態について検討する。

- ・在宅勤務で可能な業務の有無
- ・対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議等の利用
- ・ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用の回避

オ 感染予防・感染拡大防止のための物資の備蓄

新型インフルエンザ等の発生に備え、マスク、手袋、石鹼及び手指消毒アルコールなどの物品を必要量備蓄する。

(3) 初動期

新型インフルエンザ等が海外または国内で発生した段階で、以下の対応を講じる。

ア 対策本部の設置

新型インフルエンザ等が国内で発生した段階で、局内に対策本部を設置し、新型インフルエンザ等に関する情報の一元化、共有を図るとともに、必要に応じてライフライン機能維持のための対策、施設の稼働のための要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等の事項について確認を行う。

また、委託業者等に対しても、情報提供及び注意喚起を行うとともに、委託業者等における新型インフルエンザ等の患者の発生状況等を把握するため、必要な情報の提供を求めるとともに、事故時の対応に準じた情報連絡体制の確立を要請する。

イ 情報収集及び周知

国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を、新型インフルエンザ等対策本部や必要に応じて国等から入手し、関係機関等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報を、必要に応じて、本計画や対策の見直しに役立て、局内外に迅速かつ適切に提供する。

ウ 情報連絡体制の構築等

上記イの情報は、各部署に適切に情報提供し、職員に周知する。

委託業者等に必要な情報提供を行うとともに、連絡網をあらかじめ作成するなど緊急時に備えた情報連絡体制を整備する。

エ 職員への感染予防措置、及び職場内での感染拡大予防のための措置

職場内での感染予防のために、職員等に対して以下の措置等を講じる。

(ア) 職員に対して、新型インフルエンザ等に関する知識、感染予防対策、海外発生地域、規模及び感染状況等について、情報提供を正確に行う。

(イ) 個人での感染防御としてうがい・手洗いを日常的に励行し、咳エチケットを心掛け、健康状態の自己把握に努めるよう、また、職場における感染拡大予防措置についての意識啓発を行うよう、注意喚起を行う。

(ウ) 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出勤しないよう促す。その場合、できる限り産業医等の意見を聞くこととする。

(エ) 国・県等の新型インフルエンザ等に関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等について、職員等に対して以下のことを要請する。

- ・外務省の渡航情報（感染症危険情報等）に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避ける。

- ・やむを得ず患者発生国・地域へ渡航した場合には、不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。

オ 業務運営体制の検討・確認（機器点検・修繕等を除く業務の継続に必要な最低限の体制検討・確認）

2（2）ウで作成したリストの内容を精査し、要員が不足した場合に対応可能な職員等を確認するとともに、水道技術管理者が新型インフルエンザ等に感染した場合等における指揮命令系統等についても確認する。

新型インフルエンザ等の感染が拡大した際に、運転管理業務等に携わる要員となっている職員に対しては、その旨を本人に周知する。他部局の職員、退職者については、要員が不足した際の協力を要請しておく。

カ 必要な物資の確保

新型インフルエンザ等が海外で発生した段階で、渡航者の往来等により予想を超えたスピードで国内発生に至るケースが考えられる。

また、国内で発生した段階においては、物資の調達についても困難になることが予想されることから、海外発生段階で物資の確保に着手するように努める。

(7) 浄水施設における物資の確保

浄水施設における浄水処理過程に必要な薬品の在庫数等について確認し、新型インフルエンザ等の感染拡大により調達が困難になることが予想される薬品等（ポリ塩化アルミニウム、次亜塩素酸ナトリウム、液体塩素、濃硫酸、苛性ソーダ、活性炭等が考えられる。）のリストを作成する。

在庫が不足する場合を想定し、約2か月程度の間を使用する薬品を確保できるよう調達方法を確認し、関連業者等と確保に向けた準備を整える。

また、各浄水施設内に可能な限りの必要物資（水道用資機材、自家用発電機の燃料等）をあらかじめ確保しておく。

(イ) マスク等の備蓄

感染を防止するため、主に浄水場等の職員を対象に、マスク、手袋、うがい薬、手洗い消毒液等の物資の備蓄量を必要に応じて増やす。

マスク等、使用有効期間の長いものについては、事前に必要量をストックするとともに、該当部署へあらかじめ配布しておき、不足分については適宜購入する。

キ 職員への感染予防強化及び職場内での感染拡大予防のための措置の徹底

新型インフルエンザ等が国内で発生した段階で、以下の対応を講じる。

(7) 局内に新型インフルエンザ等に関する職員からの問い合わせに対応する相談窓口等を設置するとともに、予防策の周知徹底や新型インフルエンザ等に関する基礎知識を掲載するなど、職員への意識啓発を強化する。

(イ) 咳エチケットを実施する等、予防策の取組を強化するとともに、産業医等による健康相談の実施等、感染拡大予防に努める。

(ロ) 職員に新型インフルエンザ等の感染について疑われる症状がある場合は、直ちに保健所に連絡するとともに、保健所の指示に従い、職員に必要な事項を指導する。併せて、職員の状況把握に努める。

(エ) マスク等の物資を対象となる職員に配布し、感染予防用具等の装着及び使用を義務づける。

(オ) 緊急を要するものを除いて対面による会議は中止又は延期し、原則として電話、ファックス、メール等を利用する等の措置を講じる。

さらに、県外への出張を控えるなど、他人との接触を必要最小限にする。

(カ) 国・県等の新型インフルエンザ等に関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等について、職員等に対する要請を強化する。

- ・国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、予防のための留意事項等についての情報を注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。
- ・職員等に健康状態を今まで以上に留意するよう促す。
- ・発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。
- ・発生地域以外においても、原則として不要不急の外出を自粛する。

ク 利用者への情報提供

利用者に対して、水道水に対する不安を抱かせることがないように、水道水の安全性について、ホームページ等の広報媒体を利用して情報提供を行う。

ケ 県内での発生に備えた対策

新型インフルエンザ等が近傍地域等で流行した場合において、業務等の混乱を避けるため、対策本部において決定する方針に基づき、対応を検討し、不測の事態に対処できるよう準備しておく。

(7) 要員確保の準備

新型インフルエンザ等の発生による職員のり患により人員の確保が困難となる状況を想定し、水の安定供給を維持するための業務の優先順位を検討する。

特に、浄水施設の運転管理業務については、優先度が高く、当該業務の遂行に当たっては特別な技能を必要とすることから、2(2)ウで確認したリストにより業務遂行可能な職員について配置場所等の検討を行い、本人に周知する。

また、協力要請対象となっている他部局の職員及び退職者には協力の可否を確認するとともに、可能な場合は協力要請を行う。

なお、業務の優先順位の検討に当たっては、「新型インフルエンザ等の感染拡大時は(略)従業員の最大で40%程度欠勤を想定し、人員計画を立案することなどが考えられる」(「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」より)とされていることを踏まえつつ、職員等がり患した場合には、例えば週ごとのり患率を把握した上で、優先順位が高い業務に携わる職員等については対応可能な職員総数を勘案して設定するなど、流行のピーク時においても対応可能な体制を確保できるように留意するものとする。

(イ) 水の安全性確認

浄水場の浄水過程における塩素注入量、給水所等における残留塩素量の監視体制を強化する。

(ウ) 委託業者等との連携

水の安定供給に必要な業務等を委託業者等が実施している場合は、感染予防の強化、ライフライン機能維持のための業務実施体制の構築等の措置を講じるよう要請する。

(エ) 物資の調達

水の安定供給の確保に必要な薬品等の物資の備蓄量を確認し、不足していると考えられる物資は速やかに調達し、備蓄量の増量措置を講じる。

また、物資が継続して確保できるよう、他の水道事業者、委託業者等に対し応援・支援を要請する。

それでも物資の継続確保が困難になると考えられる場合は、代替手段の採用について検討する。

コ その他の措置

(7) 新型インフルエンザ等が国内で発生した段階で、国内外からの水道施設等の視察、研修等の受入れを中止する。

(4) 対応期

新型インフルエンザ等が県内で発生した段階で、初動期の対応を強化したうえ、以下の対応を講じる。

ア 情報収集及び周知

感染情報の収集及び周知の徹底を図る。

イ 業務運営体制

(ア) 必要に応じて業務の縮小と、職員等の自宅待機を検討する。

(イ) 国・県の保健部局等からの各種要請があった場合は要請に協力するよう努める。

(ウ) 国・県の保健部局等からの助言等を受けつつ、事業所等の衛生管理に努める。

ウ 事業所内での感染拡大予防のための措置

(ア) 勤務中の感染拡大予防措置（会議を控えるなど、接触を必要最小限に）の徹底

(イ) 職員等への勤務時間外を含めた予防的措置（手洗い、咳拡大防止、健康状態の自己把握など）の徹底

・新型インフルエンザ等の発生前後から実施している措置を強化する。

・休憩所等で職員同士が集まらないよう、施設の閉鎖を検討する。

(ウ) 可能であれば、次のような感染拡大防止のための業務形態をとる。

・在宅勤務

・重要でない会議、会合、研修等を中止又は延期

・電話会議やWeb会議への変更

・ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用を可能な限り避ける。

エ 職員等がり患した場合の対応

(ア) 情報連絡体制の確立

職員又はその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合は、所属長への報告を義務付けることとし、職員又はその家族の感染に関する情報把握を行う。報告事項は、感染者の氏名、発症日、診断書の内容、療養期間等の必要な情報とし、把握した情報は、保健所に連絡するとともに、必要に応じて市町村等に設置された新型インフルエンザ等対策本部等と情報共有を行う。

感染した職員に対しては、産業医等の意見を踏まえた上で、必要に応じて自宅待機を促す等の措置を講じる。

オ ライフライン機能維持のための要員確保

新型インフルエンザ等の流行期において、当局に求められているものはライフライン機能の維持であり、そのための要員確保が最も重要である。

大規模に流行した場合やり患人員が施設ごとに偏ってしまった場合等、要員の確保が困難となるなどあらゆる事態が想定される。

基本的には、当局内での人員の配置換え等で対応することとするが、それでもなお人員の不足が生じる場合は、局内に設置した対策本部等において状況を把握し、適正な人員配置を行うものとする。

また、水の安定供給に必要な業務を委託業者等が実施している場合は、当該委託業者等に対しても、運転管理を行う要員や突発事故に対応する人員を確保するよう要請する。

これらの対応のほか、以下の対応を図ることとする。

(ア) 要員の不足に伴い新たに配置する職員について、必要に応じて兼務発令等を行う。

また、対象となる職員が市町村等の他部局の職員である場合は、人事担当部局に対して併任を要請し、併任発令を行う。

(イ) 収入、支払、契約その他の業務のうち、最低限維持する必要があるものに要する人員確保のため、事務分担の変更、勤務シフトの変更等必要な措置を講じる。

(ウ) 断水、濁水、漏水等の突発事故対応が現状の体制では困難となった場合は、必要な要員を確保するほか、可能な場合には委託業者等に対して応援を要請する。

また、特に、浄水施設において以下の対応を図ることとする。

(エ) 職員及び委託業者等における新型インフルエンザ等患者の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、水の安定供給確保に関して優先順位の低い業務の一時停止を検討する。また、感染が拡大した場合は、必要に応じ、職員の配置換えを行う等の措置を講じる。

(オ) 運転管理業務要員の不足が生じる可能性がある場合は、2(2)ウで作成したリストを活用し、要員の適正配置等を行い、要員を確保する。また、必要に応じて人事担当部局へ兼務発令等の要請を行う。事前に協力の了解が得られている退職者については、状況に応じて協力を依頼する。それでも要員の確保が困難となるおそれがある場合は、他の水道事業者等への応援・支援の要請について検討する。

(カ) 運転管理業務などの優先順位の高い業務を委託業者等が行っている場合は、当該業者に対し、業務継続を最優先事項とするよう指導するとともに、要員を確保するよう要請し、要員確保が困難な場合は、他の職員が対応するなどの措置を講じる。

(キ) 浄水場等の運転管理業務は、水の安定供給を行う上で不可欠であり、これらの要員については感染に対するリスクを軽減させるため、公共交通機関による通勤を禁止し、自転車、自家用自動車等を利用することにより、外部との接触を極力避ける。

カ その他の措置

(ア) 不要不急の外出等を禁止する。

(イ) 断水・濁水・漏水等の突発事故以外の工事や外出を伴う業務については、新型インフルエンザ等の感染が一定程度終息するまで縮小する。

(ウ) 布設工事等については、感染拡大による工事の遅れが予想されることから、工期の延長や優先順位の高い工事からの施行等について検討する。また、委託業者等との連絡が不通となることも予想されることから、現場代理人及び監理技術者の代理等による連絡体制を整備する。なお、浄水場での工事は、水の安全性を配慮し、一時中止する。

(エ) 公共交通機関を極力避けるなど、感染拡大を防止するため、不特定多数の人と接触するような外出は控える。

(オ) 契約業務等の縮小

- ・ 契約案件について、延期・中止等の検討を行う。契約せざるを得ない場合は、郵便入札または電子入札を基本とし、業者との連絡はファックス、メール等、来庁しない方法に限定する。
- ・ 業者等の立入りを許可する際は、事前連絡を徹底し、マスク等の着用を義務付ける等の措置を行う。

(カ) 縮小、延期した業務の再開へ向けた対応、並びに流行の第2波に備えて体制の再整備や大規模流行期の対策における評価を行い、事業を継続していくことができるよう計画の見直しも含めた必要な対応について講じる。

島根県警察本部における対応マニュアル

1 目的

新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、治安の維持に必要な警察活動を保持しつつ、各種混乱による不測の事態にも的確かつ迅速に対処する。

2 準備期における対応

(1) 実施体制の整備

ア 対処体制の整備

島根県警察本部（以下「警察本部」という。）は、新型インフルエンザ等の発生に備え、総合力を発揮して対処し得る体制を構築する。

イ 情報の収集・連絡体制の整備

警察本部は、新型インフルエンザ等に関する情報を的確に収集するため、知事部局等の関係機関との報告・連絡体制を整備する。また、新型インフルエンザ等の発生の疑いがある情報を入手した場合には、所要の体制を確立して情報を集約し、分析評価を行い、関係機関に共有する。

ウ 教養及び訓練の実施

警察本部は、知事部局等が主催する各種教養・訓練に積極的に参画することにより、新型インフルエンザ等の発生時における対処能力の向上に努める。

エ 特定接種に向けた準備

警察本部は、特定接種が円滑に実施されるよう、接種場所及び接種順位をあらかじめ検討する。

(2) 関係機関との連携の強化

警察本部は、国際海港、検疫所、医療機関等における警戒活動の実施に備え、平素から関係機関の管理者等との連携を確認及び強化する。

(3) 多数死体取扱いに備えた措置

警察本部は、医師会、地方公共団体等と緊密な連携を図り、検視又は死体の調査への立会いに当たる医師及び死体取扱い場所を確保する。

3 初動期における措置

(1) 実施体制

ア 警備本部の設置

警察本部は、新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合、警備本部を設置する。

イ 発生状況の把握と分析

警察本部は、新型インフルエンザ等の発生に係る情報を入手したときは、所要の体制を確立して、情報を集約し、分析評価を行い、関係機関に共有する。

ウ 特定接種の実施

警察本部は、特定接種を行うことが決定された場合は、速やかに接種体制を構築し、特定接種を行う。

(2) 感染対策

ア 職員の感染対策

(ア) 職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底

警察本部は、職員に対し、その家族も含めて新型インフルエンザ等の感染対策のための基本的措置を徹底するよう指導する。

また、テレワークの活用や休暇取得の促進、出勤時の検温の徹底等により、職場における感染防止に配慮する。

(イ) 発生地域への海外渡航の中止

警察本部は、やむを得ない場合を除き、発生国又は地域への、公務での職員の渡航を延期又は中止し、また、公務以外の目的での渡航を延期又は中止するよう職員に要請する。

(ウ) 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与

警察本部は、医療機関等と相互に協力し、職員が感染者等と濃厚接触した場合及びその可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

(エ) 職員発症時の対応

警察本部は、職員及びその家族に新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合には、医療機関への速やかな受診を勧奨するとともに、他の職員への感染のおそれが高いと認められる職員について、業務に就くことを禁止する。

イ 各種警察活動等における感染対策

警察本部は、発生状況に応じ、各種警察活動に際して、また警察施設において、必要な感染対策を行う。

ウ その他

(ア) 感染対策に関する関係機関及び団体への情報提供

警察本部は、警察署協議会、交通安全協会、空港保安委員会等関係機関・団体に対し、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況及び新型インフルエンザ等の感染対策に関する情報を提供し、新型インフルエンザ等の感染対策の徹底を図る。

(イ) 不特定多数の者が集まる活動の延期又は中止

警察本部は、県警察が主催し、又は共催する集会、催事等の不特定多数の者が集まる活動について、国内における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて延期し、又は中止する。

また、関係機関・団体に対して不特定多数の者が集まる活動の自粛を要請する。

さらに、これらの措置について広報を行い、住民への周知を図る。

(3) 水際対策等の支援

ア 警戒活動の実施

警察本部は、国際海港、検疫所、医療機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。

イ 交通規制の実施

警察本部は、国際海港、検疫所、医療機関等の周辺において交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を行う。

ウ 感染者の密入国に対する警戒活動

(ア) 沿岸警備の強化

警察本部は、感染者の密入国を防止するため、関係機関と連携を強化し、感染対策を徹底した上で、不審船や密入国者の取締りに当たるとともに、沿岸部におけるパトロール、検問等の警戒活動を強化する。

(イ) 関係機関との情報の共有化

警察本部は、感染者の密入国に関する情報の共有化に務める。

(ウ) 密入国事件取扱時における留意事項

警察本部は、密入国者の取締りに当たり、感染の有無を調査するほか、感染者等であることが確認された場合には、検疫所、入国管理局その他関係機関に速やかに通報し、協力してまん延防止に必要な対応を行う。

エ 患者等の搬送の支援

警察本部は、医療機関、知事部局等関係機関等から患者又は検体の搬送に伴う支援要請を受けた場合は、混乱時における治安維持活動等の業務に支障のない範囲において、感染対策を徹底した上で、必要な支援を行う。

(4) 社会秩序の維持

ア 犯罪の予防一般

(ア) 相談対応を通じた住民等の不安の軽減

警察本部は、住民等からの相談について親身に対応するとともに、必要に応じて適切な相談窓口を教示できるよう、関係機関との連携を確認し、強化するなどにより、住民等の不安の軽減に努める。

(イ) 混乱に乗じた犯罪の予防に関する取組

警察本部は、新型インフルエンザ等の国内発生時における混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努めるとともに、広報啓発活動を推進する。

イ 各種犯罪の捜査

(ア) 関係法令違反の取締り

警察本部は、関係法令違反に関する情報入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

(イ) 混乱に乗じた犯罪の取締り

警察本部は、新型インフルエンザ等の感染拡大に乗じた犯罪に関する情報を収集するとともに、取締りを徹底する。

ウ 混乱時における措置

警察本部は、新型インフルエンザ等の国内におけるまん延や、まん延防止のために講じられる各種対策への不満等に起因する社会的混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、知事部局等と連携を強化し、組織の総合力を発揮して混乱の沈静化を図るなど、治安の維持確保を強力に推進する。

4 対応期における措置

(1) 実施体制

警察本部は3の(1)に定める措置を講ずる。

(2) 感染対策

警察本部は3の(2)に定める措置を講ずる。

(3) 水際対策等の支援

警察本部は、対応期においても、水際対策等の支援を行う必要がある場合には、3の(3)に定める措置を講ずる。

(4) 多数死体取扱いに当たっての措置

ア 多数死体取扱いに当たっての医師・関係機関等との連携

警察本部は、感染対策を徹底した上で、多数死体の取扱いに当たって、医師、関係機関等との緊密な連携を図る。

イ 多数死体の調査の実施

警察本部は、多数死体取扱い手順に基づき死体の調査を実施する。

(5) 社会秩序の維持

警察本部は、3の(4)に定める措置を講ずる。

(6) 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に対する支援等

警察本部は、知事から事業者等に対して特措法の規定に基づく協力要請が行われるに際し、知事からこれに関連する警戒活動や広報啓発活動等について協力依頼を受けた場合は、知事部局と調整し、感染対策を徹底した上で、感染状況に応じた警戒活動等を実施する。

(7) 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等

ア 特定都道府県知事等からの応援の要求に対する対応

警察本部は、県公安委員会に対して、特措法の規定に基づく特定都道府県知事等からの応援の要求があった場合には、警察庁の調整を受けた上で、当該要求を行った都道府県の公安委員会から警察法の規定に基づく援助の要求を受け、これに基づき必要な職員を派遣する。

イ 感染を防止するための協力要請等に対する支援

(ア) 混乱を防止するための警戒活動等

警察本部は、特定都道府県知事が、使用制限等を要請したことに伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、当該要請の対象となる施設の管理者等に対して自主警備の強化を促すなど、管理者対策を徹底するとともに、感染状況に応じた警戒活動を実施する。

(イ) 特定都道府県知事からの協力要請に基づく警戒活動等

警察本部は、特定都道府県知事から住民に対して外出自粛要請が行われるに際し、当該知事からこれに関連する警戒活動や広報啓発活動等についての協力依頼を受けた場合は、これに的確に対応する。

ウ 緊急物資の運送に対する支援

警察本部は、特措法で定める医薬品、食品、医療機器等緊急物資の運送等に対して支援要請があった場合は、これに的確に対応する。

(8) 小康状態となった場合の措置

警察本部は、新型インフルエンザ等の国内における患者の発生が減少するなど小康状態になった場合であっても、引き続き感染対策の徹底及び社会秩序の維持に努める。また、再度の感染拡大に備え、各種対応の分析及び評価を行い、必要な改善を図る。

公共交通機関対応マニュアル

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、公共交通機関においては、従事者の感染等により機能確保が困難になる可能性があるとともに、不特定多数の県民等が利用するために感染拡大の場となることも想定される。このため、事業者に対して必要な対策を講じるよう依頼するとともに発生時には情報提供を行い、公共交通機関の機能確保及び新型インフルエンザ等の感染拡大防止を図る。

2 対象となる公共交通機関

- ・ 県内空港発着航空機
- ・ 鉄道（JR、一畑電車）
- ・ 隠岐汽船
- ・ 一般乗合旅客自動車
- ・ その他の有償乗合旅客自動車

3 各発生段階における対応

（1）準備期の対応

直接または市町村を通じ、事業者との連絡体制を確認するとともに、事業者に対して、以下の事項について検討・確認し、業務計画等の策定を依頼する。

- ア 危機管理体制の整備
- イ 業務の継続に必要な機能、業務、設備及びその他資源の検討
- ウ 車両、ターミナル等における患者への対応策及び感染拡大防止策の検討
- エ マスク等必要な物資の備蓄
- オ 職場内での感染拡大防止策の検討、新型インフルエンザ等と疑われる症状の発生した職員が確認された際の対応の確認
- カ 業務継続のための対策の検討とこれに基づく従業員に対する啓発、訓練の実施、必要に応じた対策の見直し

（2）初動期の対応

- ア 直接または市町村を通じ、各公共交通機関の運行（航）状況を確認する。
- イ 直接または市町村を通じ、事業者に対して、以下の事項について要請するとともに新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。
 - (ア) 危機管理組織の設置準備
 - (イ) 最小限の職員による勤務体制への移行など事業継続のための対策の実施
 - (ウ) 事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備
 - (エ) 運行（航）計画を変更する場合の利用者等への周知、県への情報提供
 - (オ) 車両、ターミナル等における患者への対応策及び感染拡大防止策の実施
 - (カ) 利用者が実施すべき感染防止策（マスクの着用、咳エチケット等）の利用者への周知
 - (キ) マスクの着用、手洗いの徹底、新型インフルエンザ等と疑われる症状の発生した職員

の出勤停止措置、職員の不要不

急な外出の自粛要請など感染予防策の更なる強化

(ク) 海外出張及び勤務者、発生地域出張者等への適切な対応

(ケ) 国（内閣官房、厚生労働省、国土交通省等）及び県が発する新型インフルエンザ等情報への注意

（３）対応期の対応

ア 直接または市町村を通じ、各公共交通機関の運行（航）状況を確認する。

イ 直接または市町村を通じ、事業者に対して、事業維持対策の強化のため、以下の事項について要請するとともに新型インフルエンザ等対策本部の新型インフルエンザ等情報を提供する。

(ア) 最小限の職員による勤務体制の継続など事業継続のための対策の実施

(イ) 事業継続に不可欠な重要業務の重点化の実施

(ウ) 運行（航）計画を変更する場合の利用者等への周知、県及び報道機関への情報提供

(エ) 車両、ターミナル等における患者への対応策及び感染拡大防止策の実施

(オ) 利用者が実施すべき感染防止策（マスクの着用、咳エチケット等）の利用者への徹底

(カ) 職員間の接触を可能な限り避ける、新型インフルエンザ等と疑われる症状の発生した職員の出勤停止措置、職員の不要不急の外出の自粛要請など感染予防策の更なる強化

(キ) 発生地域出張者等への適切な対応

(ク) 国（内閣官房、厚生労働省、国土交通省等）及び県が発する新型インフルエンザ等情報への注意

(ケ) 事業を一部縮小する場合の県民への適切な情報提供

ウ 緊急事態宣言がされている場合に、県内において新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合、直接または市町村を通じ、事業者に対して、運行（航）自粛の要請その他の発生した地域における重点的な感染拡大防止策の実施について対応する。

オ 流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染対策に移行する状況となった場合、直接または市町村を通じ、各公共交通機関の被害状況を確認し、流行の第２波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。また、事業者に対して、第２波に備えて、以下の点について依頼するとともに新型インフルエンザ等対策本部の新型インフルエンザ情報を提供する。

(ア) 危機管理体制の見直し

(イ) 事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の再開（緊急事態宣言がされている場合）

(ウ) マスク等必要な物資の備蓄

(エ) 縮小していた業務の再開について県民への適切な情報提供（緊急事態宣言がされている場合）

(オ) 国（内閣官房、厚生労働省、国土交通省等）及び県が発する新型インフルエンザ等情報への注意

1 目的

県内で新型インフルエンザ等が発生した場合は、物流の停滞等が起これ、県民生活との関連性が高い物資（以下「生活関連物資」という。）の不足が予想される。

このため、生活関連物資につき、便乗値上げ、買占め及び売惜しみに関する調査・監視を行うことにより、生活関連物資の安定的な供給を図る。

2 各発生段階における対応

(1) 準備期の対応

国（総務省）が実施する「小売物価統計調査」の結果を注視する。

【総務省「小売物価統計調査」】

小売物価統計調査結果公表都市 松江市

調査結果公表時期等 当月分の価格を翌月の26日を含む週の金曜日

(2) 初動期の対応

総務省が実施する「小売物価統計調査」の結果を基に、監視すべき生活関連物資を抽出し、データの収集及び整理を行うとともに、対応を検討する。

(3) 対応期の対応

ア 便乗値上げが発生し、若しくは発生するおそれがあるため、特に物価動向を監視すべき生活関連物資については、県内各地域の状況を把握するための物価調査を実施する。この場合において、国民生活安定緊急措置法及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に定める主務大臣の事務を所管する部局と協力して実施する。

(ア) 調査地点

生活関連物資毎に、東部（松江）、西部（浜田）及び隠岐部（隠岐の島町）を単位とし、それぞれ2から4店舗程度を調査地点として選定する。

(イ) 調査の実施方法

事業者等に対し調査への協力を依頼し、実地またはオンライン、電話等による価格調査を実施する。

イ 買占め及び売惜しみが発生し、若しくは発生するおそれがある生活関連物資については、県内各地域の状況を把握するための流通実態の調査を実施する。

〔調査地点等は、前記ア（ア）～（イ）に同じ。「物価」は「流通実態」と読み替え〕

ウ 総務省が実施する「小売物価統計調査」の結果を基に、監視すべき生活関連物資を抽出し、データの収集及び整理を行う。

エ 調査結果等について、必要に応じ、県ホームページ等により県民への情報提供を行う。

オ 生活関連物資の価格や流通等について、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収

集窓口の充実を図る。

3 国民生活安定緊急措置法、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく調査等

(1) 実施時期

ア 国民生活安定緊急措置法第3条に基づき、価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）が指定され、同条第4条により、指定物資のうち標準となるべき品目について標準価格が定められた場合。

イ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第2条の規定に基づき特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）が指定された場合

(2) 実施方法

次のア～ウについて、主務大臣の事務を所管する県の部局と協力して実施する。

ア 標準価格が定められた指定物資につき、小売業者がその標準価格及び販売価格を一般消費者の見やすいように表示しているかどうかを調査する。表示が適切になされていない場合、当該小売業者に対し、指定物資の標準価格及び販売価格を妥当価格以下の価格で販売すべきことを指示する。

イ 指定物資における標準価格と販売価格の異同を調査し、指定物資の販売価格が、標準価格を基に諸事情を参酌して妥当と認められる価格（以下「妥当価格」という。）を超える場合は、当該小売業者に対し、指定物資の販売価格を妥当価格以下の価格で販売すべきことを指示する。

ウ 特定物資につき、販売業者等による買占め及び売惜しみが行われているかどうかを調査し、必要に応じて立入検査を行う。販売業者等が買占め及び売惜しみにより、当該特定物資を多量に保有していると認められるときは、当該販売業者等に対し、当該特定物資の売渡しをすべきことを指示する。

主要食料供給マニュアル

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、県内外の生産品の供給が停止することも考えられる。このため、主要食料の供給安定化を図る。

2 各発生段階における対応

(1) 各段階共通の対応

ア 主要な食料の供給体制

県民の生活を最低限維持するために必要な主要食料供給量・供給体制について、別添参考を基に各段階において適宜把握する。

(2) 準備期の対応

ア 食料生産に関連する業界団体（流通関係含む。以下「食料生産関係者等」という。）に対する感染予防等の情報を提供する。

イ 食料生産関係者等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制整備を依頼する。

(3) 初動期の対応

ア 食料生産関係者等に対し、新型インフルエンザ等対策本部の新型インフルエンザ等の発生状況等の情報提供を行うとともに関係者に対し周知するよう依頼する。

イ 食料生産関係者等に対し感染防止のため必要な措置をとるよう依頼する。

ウ 食料生産関係者等に対し海外出張等に際して必要な措置をとるよう依頼する。

エ まん延防止のため感染が疑われる職員の受診など関係者個人の健康管理を徹底するよう食料生産関係者等に対し依頼する。

オ 2-（1）-アにより把握した状況に応じて食料生産関係者等に対し主要食料品が必要量確保できるよう要請する。

(4) 対応期の対応

ア 食料生産関係者等に対し、新型インフルエンザ等対策本部の新型インフルエンザ等の発生状況等の情報提供を行うとともに関係者に対し周知するよう依頼する。

イ 必要に応じて、「災害時等における食料等の調達に関する協定」に基づく簡易食料、飲料等の提供を要請する。

ウ 必要に応じて、備蓄米の放出を要請する。（政府、生産者）

3 初動期・対応期における主要食料別の対応（県内量販店及びAコープに農産物を供給することを前提とする）

(1) 米

県内米穀販売事業者（旧食糧法で規定する登録卸売業者）に対して量販店・Aコープへの供給を要請する。

(2) 野菜

- ア 集荷団体に対して県内野菜の確保・出荷を要請する。
- イ 卸売市場に対して市場機能を維持しながら量販店等への供給を要請する。

(3) 畜産物

- ア 関係団体にそれぞれの機能維持を要請しながら、牛肉・豚肉については卸業者に対して量販店等への供給を要請する。
- イ 鶏卵については生産者に対して量販店等への供給を要請する。
- ウ 牛乳は県内生産量が消費量を上回っており、県内乳業メーカーに対して量販店等への供給を要請する。

(4) 水産物

県内外6の卸売市場の卸売業者であり、県内で生産される水産物の大部分を取り扱っている「漁業協同組合 JFしまね」に対して、冷凍・加工品などを含めた水産物の確保、県内への優先出荷、県外からの仕入等を要請する。

(参考)

【供給体制等の現状】

R7年11月現在

主要食料	供給体制の現状	関係団体等
米	<p>① 県内で生産される米の約4割(3万ト)はJ Aしまねが集荷(残る6割は米生産農家が直接販売や年間必要分及び縁故米等として保有)し、卸業者(※1)と複数年契約または随時契約・販売。</p> <p>② 県内では主に2つの卸業者が米穀店(※2)に販売・供給している。</p> <p>③ 集荷団体(※3)と卸業者と契約が取り交わされた米も、米穀店に供給されるまではJ Aの倉庫で保管されるのが一般的。</p>	<p>●集荷団体(※3) J A、全農</p> <p>●卸業者(※1) 島根米穀、J Aアグリ島根(パールライス)</p>
野菜	<p>① 県内で生産された野菜は、基本的にJ A・市場を通じて小売店・消費者に供給されており、このうち県内消費量は約19千ト、また県外から入荷する量が約13千トに達する。</p> <p>② 県内で生産された野菜のうち、出荷される量は約21千トである。</p> <p>④ このほかに生産者の直接販売・自家消費があるが、量は不明である。</p>	<p>●集荷団体 J A、全農</p> <p>●卸売市場 県内7市場</p>
畜産物	<p>① 牛肉は、生産者がJ A・全農に販売を委託し、卸業者から小売店・消費者に供給されている。また、豚肉は食肉公社が生産者から買取った後、卸業者に相対により売渡し、小売店・消費者に供給されている。</p> <p>牛 県内処理量：1,835ト 県内消費量：1,719ト</p> <p>豚 県内処理量：7,328ト 県内消費量：6,474ト</p> <p>② 牛乳は、生産者がJ A・酪農協・全農を通じて県内外の乳業メーカーに出荷・処理され、小売店・消費者に供給されている。</p> <p>生乳生産量：72,973ト 県内消費量：20,563ト</p> <p>③ 鶏卵は生産者が直接小売店・消費者に供給している。</p> <p>生産量：14,831ト 県内消費量：8,744ト</p>	<p>① 牛肉・豚肉</p> <p>●集荷団体 J A、全農、食肉事業連、食肉公社</p> <p>●卸業者 県内13業者</p> <p>② 牛乳</p> <p>●集荷団体 J A、酪農協、全農</p> <p>●乳業メーカー 県内3社</p>
水産物	<p>① 県内漁業生産量は、年間約10万ト。</p> <p>② 県内漁業者が水揚げする鮮魚等は、主に県内(5市場)及び境港の卸売市場に出荷され、買受人を通じて消費者に流通。</p>	<p>●漁業協同組合 J Fしまね</p>

- [注] ※1 卸業者：米穀販売事業者(旧食糧法で規定する登録卸売業者)
※2 米穀店：米穀販売事業者(旧食糧法で規定する登録小売業者)
※3 集荷団体：米穀出荷事業者(旧食糧法で規定する登録出荷取扱業者)

廃棄物処理対応マニュアル

1 目的

廃棄物処理は国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務とされ、緊急事態宣言時においても、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業を継続することが求められる。

病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には、廃棄物処理事業に関わる従事者の感染等により、その機能維持が困難になることから、家庭ごみやし尿の円滑な処理による生活環境の清潔の保持は県民生活の維持に欠かせないことであり、産業活動の継続には産業廃棄物の円滑な処理が不可欠であることから、事業者及び市町村に対して必要な対策を講じるよう依頼する必要がある。

また、特に医療廃棄物の適切な処理は、医療機関での診療体制の維持に不可欠であることから、医療廃棄物処理業者等に対して発生時に十分な情報提供を行い、医療廃棄物処理の機能確保を図ることも重要であることから、本マニュアルを作成した。

2 発生時における廃棄物処理に関する留意事項

(1) 廃棄物処理における留意点

一般家庭や事業所（医療関係機関等及び宿泊療養施設）からは、感染者の呼吸器系分泌物（鼻水、痰等）が付着したティッシュや使用済みのマスク、おむつ等が一般廃棄物又は産業廃棄物として排出され、医療関係機関や検査機関等からは、感染症の診断、治療、検査等に使用された医療器材が感染性廃棄物として排出される。

なお、いずれの場所からも、無症状感染者が排出する廃棄物もあることが考えられ、病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には、膨大な量の関係廃棄物が発生することが予想される。

これらのことから、医療機関等の機能維持や感染拡大防止を図る上で、適正な廃棄物処理対策は欠かせないもので、各段階での備えを万全のものとする必要がある。

(2) 県の役割

県は、一般廃棄物に関してはその処理に係る広域的な調整を行うとともに、産業廃棄物に関しては区域内における発生や処理等の状況を把握し、適正な処理が行われるように必要な措置を講ずるなどの役割が求められる。このため、感染が拡大する中においては、県は以下の対応をすることが必要である。

- ① 法令等及び科学的知見に基づく廃棄物の適正かつ円滑な処理に関する周知徹底
- ② 関係主体との連携による適正かつ円滑な一般廃棄物処理の推進
- ③ 関係主体との連携協力による適正かつ円滑な産業廃棄物処理の推進

(3) 中核市での対応

県保健所で実施している廃棄物処理関係事務の多くが平成 30 年度より中核市松江市に移ったことにより共同設置松江保健所では行われなくなったことから、共同設置松江保健所は、本マニュアルにおける保健所の役割を中核市松江市の協力により確実に実施するとともに、県に

においても中核市松江市の協力を求め、感染性廃棄物等の処理に万全を期す必要がある。

3 各発生段階における対応

(1) 準備期の対応

ア 予想されるリスク

病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には、廃棄物の適正処理に関して以下のようなリスクが想定される。これらのリスクを念頭に、廃棄物処理業者、市町村、都道府県においては事前に対策を講じ、これに備えておく必要がある。

- ・ 感染性廃棄物の発生量増大による感染性廃棄物の収集・運搬や処理施設のひっ迫
- ・ 感染性廃棄物ではない廃棄物を感染性廃棄物として扱うことによる感染性廃棄物の収集・運搬や処理施設のひっ迫
- ・ 外出自粛に伴う家庭ごみの発生量増大による廃棄物の収集・運搬や処理施設のひっ迫
- ・ リサイクル市況や分別方法の変化に伴う廃棄物処理の停滞・ひっ迫
- ・ 個人用防護具の不足に伴う廃棄物処理の停滞・ひっ迫
- ・ 作業員の感染に伴う廃棄物処理の停滞・ひっ迫
- ・ 都道府県や市町村の職員の感染に伴う委託・許可事務手続きの停滞
- ・ 廃棄物処理業者の経営悪化等に伴う廃棄物処理の停滞・ひっ迫

これらを踏まえて、以下のような対策が必要となる。

イ 産業廃棄物の処理に関すること

(ア) 産業廃棄物処理事業者への働きかけ

県は、直接または事業者団体を通じて、産業廃棄物処理事業者に対して新型インフルエンザ発生により想定される事態等について情報提供し、事業継続計画の策定を促す。

また、産業廃棄物が適正に処理されるよう産業廃棄物処理事業者に情報提供し、作業員感染防止策及び人員配置等処理体制の検討を促す。

(イ) 医療廃棄物の処理

保健所は医療監視時に、医療機関等における新型インフルエンザ発生時に想定される廃棄物の処理についての対応の確認を行い、廃棄物の適正処理指導を行う。

特に、新型インフルエンザ発生時に拠点となる医療機関等においては、発生時に想定される医療廃棄物の適正処理確保の確認や準備要請を行うとともに、医療廃棄物を委託処理している場合は、委託業者における事業継続計画についても確認するよう促す。

また、国内及び県内の発生時に備えて、医療機関に対して、廃棄物の適正処理対策及び専用容器の確保等の周知徹底を図る。

～適正処理の考え方～

新型インフルエンザの病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れのある廃棄物については、感染性廃棄物として「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に則った処理を行うよう周知徹底する。

また、医療廃棄物が滞留することを想定し、十分な保管スペースの確保を徹底

する。

ウ 一般廃棄物の処理に関すること

県は、市町村におけるごみ及びし尿の処理について、あらかじめ、新型インフルエンザ発生時の体制の準備、対応マニュアル等の策定等を促す。

市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で発生する全ての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならず、平時より、一般廃棄物処理業者と連携した廃棄物処理事業継続計画の策定をはじめ、適正な処理体制の確保に係る準備を実施するとともに、感染が拡大する中においては、当該事業継続計画に基づく事業の継続や感染防止策等を講じる必要がある。

(2) 初動期の対応

ア 事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備

県は、発生域での廃棄物処理状況等の情報収集を行い、留意点等を整理し、関係機関に、「準備期の対応」の内容を再度周知し、徹底を図る。

保健所は、新型インフルエンザ発生時に拠点となる医療機関等に対して、発生時に想定される医療廃棄物の適正処理確保の準備要請を行う。

また、保健所は管内で医療廃棄物の処理を実施している産業廃棄物処理事業者に対して、個別に情報の提供を行い、医療廃棄物の適正処理確保の準備要請を行う。

イ ごみの排出抑制

県は、市町村によるごみ処理等の維持が困難な場合、県や市町村の広報等及び報道機関の協力を得て、県民、事業者にごみの排出抑制について周知し協力を要請する。

(3) 対応期の対応

ア 情報の提供と収集

保健所は、医療廃棄物の処分事業者及び市町村に対して、事業継続状況についての情報収集を行うとともに、必要な情報を提供する。

イ 適正処理の確保

県は、廃棄物処理の維持が困難な場合等において、廃棄物の適正処理が確保できるよう調整し、必要に応じて産業廃棄物処理事業者及び市町村に対して、廃棄物の処理についての要請を行う。

ウ ごみの排出抑制

県は、市町村によるごみ処理等の維持が困難な場合、県、市町村の広報等及び報道機関の協力を得て、県民、事業者にごみの排出抑制について周知し協力要請する。

4 備考

本マニュアルは、下記を参考に記載事項を改定した。

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

令和8年1月 環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年9月（令和5年3月一部改定） 環境省 環境再生・資源循環局

遺体安置及び火葬マニュアル

1 目的

我が国における葬法は、火葬の割合がほぼ 100%を占めているが、病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起これ、火葬の円滑な実施に支障を生ずるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

このような状況に備え、県は市町村に対して、広域火葬の実施、臨時遺体安置所の設置及び二次感染防止対策について協力、支援を行う必要がある。

本マニュアルは、「島根県新型インフルエンザ等対策行動計画」第 3 部第 13 章（県民生活及び県民経済の安定の確保）のうち、火葬及び埋葬の円滑な実施に必要な事項を定めるものである。

2 現状及び根拠等

(1) 法令根拠

本マニュアルは、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 7 条に基づく島根県新型インフルエンザ等対策行動計画及び「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」(令和 6 年 8 月 30 日内閣感染症危機管理監決裁)に基づき策定する。

(2) 火葬の現状

- 県内火葬場の数：28 施設
- 通常 1 日あたりの火葬可能数：125 体

3 各発生段階の対応

(1) 準備期における対応

ア 火葬能力の調査及び情報共有

- 県は、市町村の協力を得て、以下の事項について調査し、市町村及び近隣の都道府県との情報共有を図る。
 - ・火葬場における稼働可能火葬炉数
 - ・平時及び最大稼働時の 1 日当たりの火葬可能数
 - ・使用燃料の種別、その備蓄量及び職員の配置状況
 - ・臨時遺体安置所として活用可能な施設(公民館、体育館、保冷機能を有する施設等)の数及び収容能力

イ 火葬体制の構築

○県は、調査の結果を踏まえ、市町村の意見を聞いた上で、対応期に備えた火葬体制の整備を行う。その際、以下の事項について準備を行う。

- ・遺体搬送手段の確保のため、必要に応じて遺体の搬送作業に従事する者との協定締結
- ・都道府県警察等関係機関との必要な調整

【参考】

「緊急・救援輸送等に関する協定」

- ・協定先：公益社団法人 島根県トラック協会
- ・協定締結日：平成 25 年 4 月 25 日

ウ 必要物資の確保準備

○県は、以下の物資を確保できるよう準備する。

- ・遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク
- ・火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品(火葬の際に必要な棺又はこれに代わる板等)

【参考】

「災害時における棺及び埋葬用品の供給等の協力に関する協定」

- ・協定先：「全日本葬祭業協同組合連合会」及び「島根県葬祭業協同組合」
- ・協定締結日：平成 27 年 12 月 10 日

(2) 初動期における対応

ア 火葬状況の把握

○県は、市町村を通じ火葬能力の最新情報を把握し、各市町村との情報共有を図る。

イ 遺体の保存対策の準備

○県は、流行が拡大し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、市町村が確保する臨時遺体安置所の準備について、連携し対応を図る。

ウ 必要資機材等の備蓄

○県は、以下の物資を確保する。

- ・遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク
- ・火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品(火葬の際に必要な棺又はこれに代わる板等)

- 県は、以下の物資を確保できるよう準備する。
 - ・遺体の保存のために必要な保存剤(ドライアイス)
 - ・遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋(可能な限り、顔の部分が透明のものや、感染防止に支障のない形で遺族等が遺体の顔を見ることが可能となるよう配慮したもの)
- 県は、必要に応じて、火葬場に対し、火葬場における使用燃料の備蓄量の増強を要請する。

(3) 対応期における対応

ア 火葬状況の把握

- 県は、市町村を通じ、随時、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握し、市町村及び近隣の都道府県との情報共有を図り、円滑な火葬が実施できるよう各市町村と調整を行う。

イ 資材等の確保

- 県は、市町村と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。

なお、非透過性納体袋については、都道府県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配布するものとする。

ウ 火葬場の火葬能力を超えた場合の対応

- 県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- 県は、市町村、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携を図りつつ、遺体の搬送及び火葬作業に当たる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保することに引き続き努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、速やかに体制の整備や物資の配備に努める。
- 県は、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市町村に、臨時遺体安置所を直ちに確保するよう要請するとともに、公衆衛生上の問題が生じないように、協力・支援を行う。
- 県は、臨時遺体安置所における遺体の保存のために必要な保存剤(ドライアイス)、非透過性納体袋等の物資を確保し、市町村に配布する。
- 県は、市町村及び近隣の都道府県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市町村の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

【参考】

「島根県広域火葬計画（平成 29 年 4 月 1 日）」（抜粋）

＜広域火葬の実施体制＞

・県は広域火葬が必要となった際は、県健康福祉部薬事衛生課（災害対策基本法に基づく県災害対策本部が設置されている場合は、同本部健康福祉部薬事衛生班とする。）に広域火葬の担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

4 感染防止対策

以下について、遺体の搬送や火葬作業等に従事する者に技術的助言を行う。

この内容は「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン(令和 6 年 8 月 30 日内閣感染症危機管理監決裁)」に基づくが、実際に発生した新型インフルエンザ等の特性等に応じて、見直しを図られる可能性があるため、最新の情報を参考にすること。

（１）遺体との接触等について

- 遺体の搬送や火葬場における火葬に際しては、遺体からの感染を防ぐため、遺体について全体を覆う非透過性納体袋に収容・密封するとともに、遺族等の意向にも配慮しつつ、極力そのままの状態で行うよう努める。
- 遺体が非透過性納体袋に収容、密封されている限りにおいては、特別の感染防止策は不要であり、遺体の搬送を遺族等が行うことも差し支えない。
- 継続的に遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にあつては、必ず手袋を着用し、遺体の血液・体液・分泌物・排泄物などが顔に飛散するおそれのある場合には、不織布製マスク、目の防護具(フェイスシールド又はゴーグル)を使用する。これらの器具が汚染された場合には、単回使用のものは適切に廃棄し、再利用するものは適切な消毒を行う。
- 火葬に先立ち、遺族等が遺体に直接接触することを希望する場合には、手袋等を着用させる。

（２）消毒措置について

- 万が一、一時的に密閉状態がなくなった場合など、消毒を行う必要が生じた場合には、以下のとおり対応する。
- 消毒に用いる薬品は、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム製剤(濃度 200～1,000ppm)、70v/v%イソプロパノール等とする。
- 消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所をムラなく拭く方法が望ましい。

- 消毒剤の噴霧は不完全な消毒や病原体の舞い上がりを招く可能性があり、推奨しない。
- エタノールやイソプロパノール等の可燃性のある消毒薬の使用については火気のある場所で行わない。

(3) 手指衛生について

- 手指衛生は、感染防止策の基本であり、遺体に接触、あるいは消毒措置を講じた際等には、手袋を外した後に流水・石けんによる手洗い又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を実施する。

【参考】

新型コロナウイルス感染症対応の振り返り

- 新型コロナウイルス感染症の流行時には、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(令和5年6月14日改訂、令和6年5月10日廃止)に基づき対応を行った。
- 当該ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、令和6年5月10日をもって廃止された。